

障害のある方々へ

障害福祉 ガイドブック



©むさしのフロントあさか



あ さ か

障害者手帳をお持ちの方が利用できるサービス一覧表(○:該当 △:一部該当)

サービス内容		身体障害者手帳																				療育手帳				精神障害者保健福祉手帳						
		視覚障害						聴覚・平衡機能障害					音声・言語		肢体不自由						内部障害				知的障害				精神障害			
		1	2	3	4	5	6	2	3	4	5	6	3	4	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	○A	A	B	C	1	2	3	
日常生活のサービス	補装具の交付・修理・貸与	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	△	△								
	日常生活用具の給付・貸与	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	△		△	△			△	△	△	
	重度障害者住宅改善費の補助														△	△																
	訪問入浴サービス														△	△									△							
	紙おむつ等の支給	△	△					△							△	△					△	△			△	△						
	生活サポート事業	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	緊急通報システム	○	○					○							○	○					○	○										
	障害者総合支援法のサービス	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
医療	重度心身障害者(児)医療	△	△	△				△	△				△	△	△	△	△	△			△	△	△		△	△	△		△	△		
	自立支援医療(更生医療)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○									
	自立支援医療(精神通院)																											△	△	△		
	精神障害者通院医療費助成事業																											△	△	△		
社会参加	運転免許取得費の補助	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	自動車改造費の補助	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	福祉タクシー・バス鉄道共通 IC カード・自動車燃料費の補助	○	○					○							○	○	△				○	○			○	○	○		○	○		
	郵便による不在者投票	○													△	△					△	△	△									
	車いすの貸し出し	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	市内循環バス特別乗車証	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
経済的支援	特別児童扶養手当	○	○	○				○	○				○		○	○	○	△			○	○	○		○	○	○		△	△		
	特別障害者手当	△	△					△							△	△					△				△	△			△			
	障害児福祉手当	○	△					△							○	○					○	△			○				△			
	心身障害者扶養共済制度	○	○	○				○	○				○		○	○	○				○	○	○		○	○	○	○	○	○		
	在宅重度心身障害者手当	△	△					△							△	△					△	△			△	△	△		△	△		
	税の控除・非課税・減免	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
その他	自動車税の減免	○	○	○	△			○	○				△		○	○	△	△	△	△	○	○	○		○	○			△			
	JR・バス運賃の割引	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	△	
	航空運賃の割引	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△					
	有料道路通行料金の割引	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
	NHK 放送受信料の免除	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
	携帯電話基本使用料等の割引	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

もくじ

1. 相談窓口	1
■生活相談・援護の窓口■	1
1. 福祉事務所	1
2. 児童相談所	1
3. 身体障害者更生相談所(埼玉県総合リハビリテーションセンター)	1
4. 知的障害者更生相談所(埼玉県総合リハビリテーションセンター)	2
5. 身体障害者相談員・知的障害者相談員	2
6. 聴覚障害者相談員	2
7. はあとぴあ障害者相談支援センター	2
8. 精神保健福祉に関する相談	2
9. 発達障害に関する相談窓口	3
10. 子育て支援センター おもちゃ図書館なかよしぱあく	4
11. 朝霞市障害者虐待防止センター	4
12. 就学相談	6
■予防・衛生の窓口■	6
1. 保健所	6
2. 埼玉県立精神保健福祉センター	6
■職業相談・職業紹介の窓口■	6
1. ハローワーク	6
2. 障害者職業センター	6
3. 朝霞市はあとぴあ障害者就労支援センター	7
4. 障害者就業・生活支援センター	7
5. 知的障害者職親委託	7
6. 障害者雇用支援マーク	7
■その他の相談窓口■	7
1. 社会福祉協議会	7
2. 埼玉県障害者交流センター	8
3. 権利擁護センター	8
4. 成年後見制度・成年後見登記制度	8
5. 障害者相談員	9
2. 手帳	10
1. 身体障害者手帳	10

2.療育手帳.....	11
3.精神障害者保健福祉手帳.....	12
3.日常生活のサービス.....	13
■補装具・日常生活用具■.....	13
1.補装具の交付・修理・貸与.....	13
2.軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業.....	13
3.日常生活用具の給付・貸与.....	14
4.小児慢性特定疾患児への日常生活用具の給付.....	28
■機能回復訓練■.....	30
1.中途視覚障害者緊急生活訓練.....	30
2.音声機能障害者発声訓練.....	30
■住宅の確保・改造■.....	30
1.重度障害者住宅改善費の補助.....	30
2.県営住宅の入居の優遇.....	30
3.家具転倒防止器具等設置費の補助.....	31
■家庭介護の充実■.....	31
1.訪問入浴サービス.....	31
2.あいはあと事業.....	31
3.紙おむつ等の支給.....	31
4.生活サポート事業.....	32
5.緊急通報システム.....	32
6.安心見守り連絡カード.....	32
7.朝霞市重症心身障害児(者)短期入所事業.....	33
8.障害者配食サービス.....	33
4.障害者総合支援法及び児童福祉法のサービス.....	34
1.サービスについて.....	35
2.支給決定の手続について.....	37
3.利用者負担.....	39
4.サービス等利用計画(障害児支援利用計画)について.....	39
5.高額障害福祉サービス.....	41
6.地域生活支援事業・その他.....	42
5.医療.....	44
1.重度心身障害者(児)医療.....	44
2.自立支援医療(更生医療).....	46
3.自立支援医療(育成医療).....	46

4. 自立支援医療(精神通院医療).....	46
5. 精神障害者通院医療費助成事業.....	46
6. 指定難病・特定疾患等医療給付制度.....	47
7. 難病患者見舞金.....	47
8. 県立施設障害者歯科診療所.....	47
6. 社会参加.....	48
■行動範囲の拡大■.....	48
1. リフト付きバスの提供.....	48
2. 自動車運転適性相談.....	48
3. 運転免許取得費の補助.....	48
4. 自動車改造費の補助.....	48
5. 駐車禁止除外.....	49
6. いろいろな障害者のマーク.....	50
7. 福祉タクシー利用券の交付、バス鉄道共通 IC カードの補助、自動車燃料費の補助.....	52
■社会活動の助長・援助■.....	52
1. 車いすの貸し出し.....	52
2. 手話通訳者・要約筆記者・盲ろう者向け通訳・介助員の派遣.....	52
3. ヒアリンググループ貸出.....	53
4. FAX119・NET119.....	53
5. 郵便による不在者投票.....	53
6. スポーツ大会.....	54
7. 障害者レクリエーション事業補助金.....	54
8. 身体障害者補助犬.....	54
9. 市内循環バス特別乗車証(わくわく号).....	54
10. 「広報あさか音声 CD(デイジー形式)」の郵送.....	54
7. 経済的援護.....	55
■手当・年金等■.....	55
1. 特別児童扶養手当.....	55
2. 特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的措置による福祉手当.....	55
3. 児童扶養手当.....	56
4. 障害基礎年金.....	56
5. 心身障害者扶養共済制度.....	56
6. 労働者災害補償保険の給付.....	56
7. 在宅重度心身障害者手当.....	57
8. 障害者就職支度金.....	57
9. 更生訓練費等支給費.....	57

■税の控除・非課税・減免■	58
1. 所得税・住民税・事業税・贈与税・相続税・利子等	58
2. 自動車税の減免	59
■公共料金等の割引■	60
1. JR・各種鉄道運賃の割引	60
2. バス運賃の割引	60
3. 障害者用 SUICA・PASMO	61
4. 航空運賃の割引	61
5. 有料道路通行料金の割引	61
6. タクシー運賃の割引	62
7. NHK 放送受信料の免除	62
8. 郵便料金の減免	63
9. NTT番号案内	64
10. 携帯電話基本使用料等の割引	64
11. 市内施設等の割引	64
■各種資金の貸付■	65
1. 朝霞市福祉資金	65
2. 生活福祉資金	65
8. 施設	66
1. 障害のある児童のための施設	66
2. 障害のある方のための施設	69
9. 障害者団体・関連機関	73
1. 障害者団体	73
2. 関連機関一覧表	74
その他・参考資料	76
個人番号の記載が必要な申請について	76
身体障害者障害程度等級表(参考資料:身体障害者福祉法施行規則別表第5号)	77
出生から成人までのライフステージ	82
難病等をお持ちの方	83

1. 相談窓口

■生活相談・援護の窓口■

1. 福祉事務所

福祉事務所は、生活保護をはじめ、障害者福祉・高齢者福祉・児童福祉・ひとり親家庭等の総合窓口として各相談に応じ、必要な援護や指導を行い、福祉の向上に努めております。それぞれの相談に関する担当課は次のとおりです。

<問い合わせ> :朝霞市福祉事務所(所在地:朝霞市本町1-1-1)

<電 話> :463-1111 <FAX> :463-1025

各種相談	連絡先	担当課
福祉総合相談	電 話:423-5082 FAX:463-1025 メールアドレス:fukusi@city.asaka.lg.jp	福祉相談課
生活保護	電 話:463-1562 電 話:463-1576 電 話:423-0163 FAX:467-4716 メールアドレス:seikatu_engo@city.asaka.lg.jp	生活援護課
障害者福祉	電 話:463-1598 FAX:463-1025 メールアドレス:syogai_fukusi@city.asaka.lg.jp	障害福祉課
高齢者福祉	電 話:463-1921 FAX:463-1025 メールアドレス:tyoju_haturatu@city.asaka.lg.jp	長 寿 はつらつ課
介護保険	電 話:463-1952 FAX:463-1025 メールアドレス:tyoju_haturatu@city.asaka.lg.jp	
児童福祉 ひとり親家庭	電 話:463-2834 メールアドレス:kodomo_mirai@city.asaka.lg.jp	こども 未来課

2. 児童相談所

18歳未満の児童の療育手帳の判定や施設入所等について相談を行っています。県内には9か所(内2か所はさいたま市)の児童相談所がありますが、朝霞市は所沢児童相談所の管轄区域になります。

<所 在 地> :所沢市並木1-9-2

<電 話> :04-2992-4152 <FAX> :04-2994-1420

3. 身体障害者更生相談所(埼玉県総合リハビリテーションセンター)

身体障害のある方に関する専門的な相談・援助を行うとともに、身体障害者手帳の判定や、更生医療の給付などについて、医学的、心理学的及び職能的判定を行い、また、補装具の処方及び適合判定を行っています。なお、センターを利用するときは、あらかじめ障害福祉課へ相談してください。

<所 在 地> :上尾市西貝塚148-1

<電 話> :048-781-2222 <FAX> :048-781-1552

4. 知的障害者更生相談所(埼玉県総合リハビリテーションセンター)

知的障害のある方に関する専門的な相談・援助を行うとともに、療育手帳などについて、医学的、心理学的及び職能的判定を行い、必要な指導を行っています。

なお、センターを利用するときは、あらかじめ障害福祉課へ相談してください。

<所在地>:上尾市西貝塚148-1

<電話>:048-781-2222 <FAX>:048-781-1552

5. 身体障害者相談員・知的障害者相談員

民間の協力者が相談員となり、障害のある方の家族からの相談に応じ、福祉事務所など、関係機関との連絡にあたっています。

<問い合わせ>:障害福祉課

6. 聴覚障害者相談員

聴覚障害のある方等の福祉に熱意のある相談員が、聴覚障害のある方等の日常生活、社会生活上の問題について相談に応じ、関係機関と協力して解決にあたっています。

<問い合わせ>:埼玉聴覚障害者情報センター

<所在地>:さいたま市浦和区北浦和5-6-5 浦和合同庁舎別館2階

<電話>:048-814-3353 <FAX>:048-814-3355

7. はあとびあ障害者相談支援センター

身体・知的・精神障害・発達障害等のある方とその保護者等を対象として、福祉サービスの利用や療育等における各種相談に応じ、支援を行います。

<所在地>:朝霞市大字浜崎51-1(はあとびあ3階)

<電話>:486-2400 <FAX>:486-2418

8. 精神保健福祉に関する相談

心の悩みを持った方や、その家族に対し、生活全般に関することや受診についての相談に応じます。

◎こころの健康相談 月1回(予約制)

<問い合わせ>:健康づくり課(保健センター)

<電話>:465-8611 <FAX>:466-7522

メールアドレス:kenko.zukuri@city.asaka.lg.jp

◎精神保健福祉相談(精神保健福祉士による相談・予約制)

原則として、第1・第3火曜日 午後1時から5時15分まで

<問い合わせ>:障害福祉課

9. 発達障害に関する相談窓口

発達障害とは、発達障害者支援法において「発達障害」は「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されています。

例)広汎性発達障害・自閉症・アスペルガー症候群・注意欠陥・多動性障害(AD/HD)学習障害 等

◎埼玉県発達障害総合支援センター

発達障害の支援ができる人材の育成や、親への支援、地域の支援機関での助言、県民の方からの相談に応じています。発達障害のある18歳までの子どもとそのご家族、地域の支援機関が対象です。

<所 在 地>:さいたま市中央区新都心1-2(小児医療センター3階南玄関)

<電 話>:048-601-5551

開所時間:8:30~17:15 ※土日祝休み

電話相談:月~金 9:00~12:00、13:00~16:00

◎埼玉県発達障害者支援センター「まほろば」

発達障害のある19歳以上の方とご家族、地域の支援機関の相談支援や就労支援、各研修などを行っています。

<所 在 地>:川越市平塚新田東河原201-2

<電 話>:049-239-3553 / 049-239-3554

電話相談:月~金 9:00~12:00、13:00~17:00

来所相談:月~金 9:00~12:00、13:00~16:00

メール相談もあり ※土日祝休み

◎発達障害者就労支援センター

埼玉県が運営し、発達障害に特化し就労相談から職業能力評価、就労訓練、就職活動支援、職場定着支援までをワンストップで提供しています。

<発達障害者就労支援センター 一覧>

・ジョブセンター川口

<所在地>:川口市本町4-1-8川口センタービル4F

<電 話>:048-227-3400

・ジョブセンター草加

<所在地>:草加市氷川町2101-1シーバイオビル3F

<電 話>:048-929-7600

・ジョブセンター川越

<所在地>:川越市脇田本町13-5川越第一生命ビルディング5階

<電 話>:049-249-8772

・ジョブセンター熊谷

<所在地>:熊谷市桜木町1-137サンライズ桜木・堀口第二ビル4階・5階

<電 話>:048-501-8917

◎地域療育センター

埼玉県では、発達障害の特性が気になる子供に作業療法士等の専門職が個別療育を提供する地域療育センターを県内9か所に設置しています。

対象児:発達障害の特性が気になる就学前から小学校3年生までの子供

※発達障害の診断の有無に関わらず利用することができます。

※埼玉県内(さいたま市を除く)にお住まいの方に限ります。

1. 相談窓口

※医療機関で発達障害に関するリハビリテーションを受けている方及び他の公的機関で個別療育を受けている方は対象外です。

・南西部地域療育センター(受託先:社会福祉法人朝霞地区福祉会)

<所在地>:志木市下宗岡1-23-1(児童発達支援センターみつばすみれ学園)

<電話>:080-9650-1375

◎みつばすみれ学園(児童発達支援センター)

みつばすみれ学園は、未就学児で発達に遅れや育ちにくさを抱えるお子さんへ、その状況に合わせた療育の設定をし、訓練や遊びと生活の中で楽しみながら育成への多様な取り組みを行っていきます。子ども達がよりその子らしい姿で日々を豊かに過ごし、家族支援を含む包括的な療育を展開しています。

また、障害のあるなしを問わず、子育てに関する相談を、電話・来園にて受け付けており、地域関係機関と連携の上、事業をすすめています。

<所在地>:志木市下宗岡1-23-1

<電話>:048-471-3115

◎元気キッズ チルズ(児童発達支援センター)

元気キッズ チルズは朝霞市単独では初の児童発達支援センターとして「どんな GENKI もうけとめる」という理念のもと 2022 年 6 月に開所しました。

スタッフには経験豊富な保育士、指導員と言語聴覚士、作業療法士、看護師などの各種専門職が在籍し、一人ひとりの発達にあった指導方針を設定し、保育・療育を実施しています。また肢体不自由児、医療的ケアが必要な児童への療育支援体制や相談支援事業所も併設し、より多くの児童への多角的な支援を実践しています。

<所在地>:朝霞市浜崎79-1

<電話>:048-260-6312

★サポート手帳について★

埼玉県では、発達障害のある方が、乳幼児期から成人期に至るまで一貫してよりよい支援を受けられるよう「サポート手帳」を作成しています。このサポート手帳は、ご家族や本人が関係機関(医療、保健、福祉、教育、就労等)からの支援状況を記録し、必要に応じ関係機関へ提示することによって、相互に共通理解が深まり、継続した支援を受けることができます。

<配布窓口>:障害福祉課、健康づくり課、教育指導課、こども未来課

埼玉県の公式ホームページからダウンロードもできます。

10. 子育て支援センター おもちゃ図書館なかよしぱあく

おもちゃで遊ぶのが苦手なお子様でも気兼ねなく、その子のペースでおもちゃと関わって楽しめる場所です。2013 年 10 月からは『障害のある子、その親、兄弟たちが主役になれる子育て支援センター』を市の事業として受託し、障害の有無に関わらず親子でのんびり・ゆったり過ごせる場所として活動しています。ご利用を希望される方はご連絡ください。

<問い合わせ>:子育て支援センター おもちゃ図書館 なかよしぱあく

<電話>:474-7316

<HP>:<http://nakayoshinet.jimdo.com>

11. 朝霞市障害者虐待防止センター

障害のある方に対する虐待が行われているのを見たり聞いたりした方は、当センターにご連絡ください。障害のある方の安全を確認し、虐待の事実確認や障害のある方の保護、養護者への支援など必要な対応をします。

1. 相談窓口

また、虐待を未然に防ぐために養護者の負担軽減のための助言・支援なども行いますので、介助の負担が重いと感じている方はご相談ください。

<問い合わせ>:朝霞市障害者虐待防止センター(朝霞市 障害福祉課)

<電話>:463-1111(代表) <FAX>:463-1025

メールアドレス:syogai_fukusi@city.asaka.lg.jp

平日夜間及び休日につきましては、市役所警備員室で電話を受付し、後日担当者から連絡いたします。

1. 相談窓口

12. 就学相談

お子様の発達について気がかりなことがあり、就学に関して、特別支援学級や特別支援学校を考えている保護者の方への相談窓口です。朝霞市では教育指導課が窓口となります。

<問い合わせ> :教育指導課

<電 話> :463-2884

■予防・衛生の窓口■

1. 保健所

保健所は、公衆衛生の第一線機関として、地域内の妊産婦、乳幼児、児童等の保健について、相談指導を行うとともに障害のある方の発生予防及び精神衛生に関する相談指導にあたっています。

<問い合わせ> :朝霞保健所(朝霞市青葉台1-10-5)

<電 話> :461-0468 <FAX> :461-0133

メールアドレス:j610468@pref.saitama.lg.jp

2. 埼玉県立精神保健福祉センター

精神保健福祉センターは、精神保健福祉部、社会復帰部から構成され、埼玉県における地域精神保健福祉推進の中核施設として、精神障害の発生予防や社会復帰訓練を総合的に行い、県民の精神保健福祉の向上を図ることを目的としています。

<所 在 地> :北足立郡伊奈町小室818-2

<電 話> :048-723-1111 <FAX> :048-723-1550

■職業相談・職業紹介の窓口■

1. ハローワーク

障害のある方の就職等について、専門部門を設け、専門の担当者が相談を行っています。障害のある方が求職申込みをすると、障害の状況、技能、知識、適性、希望等が登録され、就職から就職後のアフターケアまで一貫したサービスを行っています。

<問い合わせ> :ハローワーク朝霞 <所 在 地> :朝霞市本町1-1-37

<電 話> :463-2233 <F A X> :464-3012

2. 障害者職業センター

障害のある方の就職と雇用の安定を図るため、ハローワーク(公共職業安定所)と連携しながら、就職のための相談、職業評価、職業準備支援事業、職場適応援助者(ジョブコーチ)による支援事業などを行っています。

<問い合わせ> :埼玉障害者職業センター

<所 在 地> :さいたま市桜区下大久保136-1

<電 話> :048-854-3222(相談は予約制)

<F A X> :048-854-3260 メールアドレス:saitama-ctr@jeed.or.jp

1. 相談窓口

3. 朝霞市はあとぴあ障害者就労支援センター

障害のある方の円滑な就職活動や就業生活を支援し、就労のお手伝いをする機関です。就職の希望があっても何から始めてよいかわからない方や、不安があってもなかなか一歩を踏み出すことができない方などの相談をお受けしています。

<所在地>:朝霞市大字浜崎51-1(はあとぴあ3階)

<電話>:486-2575

<FAX>:486-2418

メールアドレス:syuurou@asaka-shakyo.or.jp

4. 障害者就業・生活支援センター

障害のある方の暮らしや仕事について、総合的な支援を行っています。就職に関する相談、職場では話にくい仕事上の悩み、お金の管理、健康上の問題などについて相談窓口です。

<窓口>:障害者就業・生活支援センターSWAN

<所在地>:新座市菅沢1-3-1 <電話>:048-480-3603

<窓口>:障害者就業・生活支援センターかわごえ

<所在地>:川越市中台南2-17-15 <電話>:049-246-5321

5. 知的障害者職親委託

<対象者>:知的障害のある方で更生相談所(埼玉県総合リハビリテーションセンター)の判定を参考に福祉事務所長が職親委託を適当と認めた方

<内容>:知的障害のある方を職親に預け、生活指導・技能取得訓練を行い、就職に必要な素地を身につけてもらうことを目的としています。

<窓口>:障害福祉課



6. 障害者雇用支援マーク

公益財団法人ソーシャルサービス協会が障害のある方の在宅障害者就労支援並びに障害者就労支援を認めた企業、団体に對して付与する認証マークです。

<問い合わせ>:公益財団法人ソーシャルサービス協会

<電話>:052-218-2154

メールアドレス:mark@social.or.jp

■その他の相談窓口■

1. 社会福祉協議会

社会福祉協議会(社協)は、地域の住民の方々やボランティア、福祉、保健等の関係者、行政機関の協力を得て、住民ひとりひとりの福祉ニーズに対応し、みんなが安心して暮らせる「福祉のまちづくり」および地域福祉の推進を目的とする民間の組織です。

<主な事業内容>

(1)地域福祉事業 (2)施設の管理運営 (3)手話通訳者等派遣事業

(4)朝霞市はあとぴあ障害者就労支援センター事業

(5)はあとぴあ障害者相談支援センター事業

<所在地>:朝霞市大字浜崎51-1

<電話>:486-2479 <FAX>:486-2480

1. 相談窓口

2. 埼玉県障害者交流センター

交流センターは、障害のある方々の社会参加を促進するための拠点施設として、各種の相談、研修、教養の向上、スポーツ・レクリエーション活動等に利用していただくことを目的とした施設です。

<所在地>:さいたま市浦和区大原3-10-1

<電話>:048-834-2222 <FAX>:048-834-3333

3. 権利擁護センター

<権利擁護相談>

認知症高齢者、障害のある方が、不当な扱いや不利な扱いを受けないよう、生活、法律、年金などの相談を行っています。

○認知症高齢者・障害のある方の相談

<相談窓口>:埼玉県社会福祉協議会

<電話>:048-822-1204 <FAX>:048-822-1406

<福祉サービス利用援助事業(あんしんサポートねっと)>

高齢者、障害のある方に、福祉サービスの手续や日常の金銭管理等の援助を行います。

<相談窓口>:埼玉県社会福祉協議会

<電話>:048-822-1299 <FAX>:048-822-1406

朝霞市社会福祉協議会(電話:486-2485)でも相談できます。

<福祉サービス苦情相談(埼玉県運営適性化委員会)>

「福祉サービスについて、不満がある」「事業者と話し合ったがうまくいかない」こんなとき解決に向け、支援します。

<所在地>:さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65 彩の国すこやかプラザ内 1階

<電話>:048-822-1243 <FAX>:048-822-1406

4. 成年後見制度・成年後見登記制度

<成年後見制度>

認知症の方、障害のある方など判断能力の不十分な方に対して、財産管理や身上監護(介護、施設への入退所などの生活に配慮すること)についての契約や遺産分割などの法律行為等を支援する制度です。

<成年後見登記制度>

成年後見人などの権限や任意後見契約の内容などをコンピューター・システムにより登記し、登記官が登記事項を証明した登記事項証明書(登記されていないことの証明を含む)を発行することによって登記情報を開示する制度です。

○成年後見制度について

<問い合わせ>:法務省民事局 ※全国の家庭裁判所でも可

<電話>:03-3580-4111

○任意後見契約について ※全国の公証役場でも可

<問い合わせ>:日本公証人連合会

<電話>:03-3502-8050

○成年後見登記について

<問い合わせ>:東京法務局民事行政部後見登録課

<電話>:03-5213-1234

○法務省のホームページ・アドレス <http://www.moj.go.jp/>

1. 相談窓口

〈成年後見等制度利用支援事業〉

市長が行う後見、保佐、補助の開始等の審判の請求による成年後見人、保佐人及び補助人の報酬の助成を行います。

○審判請求に係る費用の負担について

本人の所得状況を勘案し、審判請求費用の全部又は一部を負担していただく場合があります。

○成年被後見人等の報酬助成

成年被後見人等が以下の条件に該当する場合は、家庭裁判所が決めた報酬額の全部又は一部を助成します。

(1):市県民税が非課税であり、成年後見人等に対する報酬の支払が困難な状況にある方

(2):生活保護法の規定による保護を受けている方

(3):(1)、(2)のほか、市長が特に必要であると認めた方

※報酬助成額は、施設に入所をしている者について月額 18,000 円、その他の者については月額 28,000 円が上限額となります。

5. 障害者相談員

障害のある方やその家族からの相談を受けるため、市から委託された民間の協力者です。障害のある方の地域での生活を支援します。また、障害のある方への理解を進める活動も行っております。障害などについてお悩みのある方はぜひご相談ください。

＜身体障害者相談員＞(敬称略)

○^{たかすぎ}高杉 ^{やすよ}保代(聴覚障害)

＜所 属＞:朝霞市聴覚障害者協会

＜F A X＞:048-471-5474

メールアドレス:yasu7.jenecity@gmail.com

＜知的障害者相談員＞(敬称略)

○^{きふね}木船 ^{はるこ}晴子

＜所 属＞:NPO 法人ぷりずむ

＜電 話＞:080-5020-7035

○^{ますだ}増田 ^こさえ子

＜所 属＞:障がい者グループホームつぐみ

＜電 話＞:048-213-0694

2. 手帳

1. 身体障害者手帳

身体障害者手帳とは、身体に一定以上の障害のある方が各種援護を受けるために必要となるものです。

手帳の対象となる障害は、視覚・聴覚・平衡機能・音声言語機能・肢体不自由(上肢・下肢・体幹)・内部(心臓・じん臓・肝臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害)に永続する障害がある場合で、1級(重度)から6級(軽度)に区分されます。

○新規交付申請

申請には、次のものがが必要です。

・診断書(所定の診断書で各都道府県知事の指定を受けた医師の診断によるもの)

診断書の用紙は障害福祉課にあります。

・申請書…用紙は障害福祉課にあります。

・印 鑑

・本人確認ができる書類

・マイナンバーが分かる書類

※なお、手帳が新規交付された場合は、診断書料のうち、一定額を補助します。

○内容変更等手続

手帳交付後に次の事項が生じたときは、必ず手続をしてください。

変更内容	手続に必要な持ち物
住所・氏名	手帳、印鑑
紛失・破損 県外(さいたま市・川越市・越谷市を含む)で作成された手帳や手帳番号が 200000 未満の場合は、埼玉県で手帳を作成します	写真、印鑑、破損の場合は、その手帳
再判定、障害程度・障害名	手帳、診断書、印鑑

○手帳の返還

障害を有しなくなったとき ……手帳、印鑑、マイナンバーが分かる書類

本人が死亡したとき ……手帳、印鑑、相続人の通帳、マイナンバーが分かる書類

<窓 口>:障害福祉課

<判 定 機 関>:埼玉県総合リハビリテーションセンター

2. 手帳

2. 療育手帳

療育手帳とは、知的障害児(者)が各種援護を受けるために必要となるものです。

児童相談所または埼玉県総合リハビリテーションセンターにおいて心身の発達、日常生活、行動、知的能力、社会性などを心理・社会・医学的に診断し、知的障害と判定された人はその程度により㊤(最重度)・A(重度)・B(中度)・C(軽度)に区分されます。

○新規交付申請

申請には、次のものがが必要です。

- ・母子健康手帳
- ・申請書…用紙は障害福祉課にあります。
- ・印 鑑
- ・本人確認ができる書類
- ・マイナンバーが分かる書類

※申請にあたりましては、診断書・学校の通知表等があると判定に利用できます。

○内容変更等手続

手帳交付後に次の事項が生じたときは、必ず手続をしてください。

変更内容	手続に必要な持ち物
住所・氏名	手帳、印鑑
紛失・破損 県外(さいたま市・川越市・越谷市を含む)で作成された手帳の場合、埼玉県で手帳を作成します	印鑑、写真、破損の場合は、その手帳
再判定の手続	手帳、印鑑、母子健康手帳

○手帳の返還

障害を有しなくなったとき ……手帳、印鑑、マイナンバーが分かる書類

本人が死亡したとき ……手帳、印鑑、相続人の通帳、マイナンバーが分かる書類

<窓 口>:障害福祉課

<判 定 機 関>:18歳未満の方:所沢児童相談所

18歳以上の方:埼玉県総合リハビリテーションセンター

3. 精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳とは、一定の精神障害のある方が、各種の援護を受けるために必要となるものです。精神障害のため長期にわたり、日常生活への制限のある方を対象とし、1級～3級に区分されます。(有効期間は約2年間、手続きにより更新することが可能です。)

○新規交付申請

申請には、次のものがが必要です。

(原則として初診日から6ヶ月以上経過していないと申請できません)

・診断書(所定の診断書)…用紙は障害福祉課にあります。

精神障害を支給事由とする年金給付を現に受けている方は、年金証書番号の分かるもの(障害年金証書又は年金振込み通知書)でも申請できます。

・申請書……用紙は障害福祉課にあります。

・本人確認ができる書類

・マイナンバーが分かる書類

※なお、手帳が新規交付された場合は、診断書料のうち、一定額を補助します。

○内容変更等手続

手帳交付後に次の事項が生じたときは、必ず手続をしてください。

変更内容	手帳に必要な持ち物
住所・氏名	手帳
紛失・破損	写真、破損の場合は、その手帳
障害等級の変更	手帳、診断書あるいは年金証書番号の分かるもの(障害年金証書又は年金振込み通知書)

○手帳の返還

障害を有しなくなったとき ……手帳、マイナンバーが分かる書類

本人が死亡したとき ……手帳、相続人の通帳、マイナンバーが分かる書類

<窓 口>:障害福祉課

<判定機関>:埼玉県立精神保健福祉センター

3. 日常生活のサービス

■補装具・日常生活用具■

1. 補装具の交付・修理・貸与

身体障害者手帳の交付を受けている方に対し日常生活の不自由さを補って、日常生活を容易にするために補装具の交付と修理・貸与を行います。

＜対象者＞：身体障害者手帳の交付を受けた方（同一世帯に市民税所得割額が46万円以上の方がいる場合は対象外となります）。

児童：（18歳未満）の場合は、原則として指定医療機関の意見書が必要です。

大人：（18歳以上）の場合は、初めて補装具の交付を受ける際、原則として、

身体障害者更生相談所（埼玉県総合リハビリテーションセンター）の適合判定が必要です。

＜申請＞：補装具の交付、修理及び貸与を希望する場合は、購入等をする前にあらかじめご相談のうえ、申請が必要となります。

＜費用＞：補装具の交付、修理及び貸与は、原則1割負担となります。（負担上限月額あり）

〈交付・修理が受けられる主な補装具〉

区分	補装具
視覚障害	盲人用安全杖・義眼・眼鏡（色めがね除く）
聴覚障害	補聴器
肢体不自由	義手・義足・装具・車いす・歩行補助杖（一本杖除く）等
重度の両上下肢及び 音声・言語機能障害	重度障害者用意思伝達装置

※盲人用安全杖・義眼・眼鏡・レディメイドの車椅子・歩行器・歩行補助杖については、医師意見書により市町村が交付決定を行うことができますが、他の補装具については、原則として埼玉県更生相談所（埼玉県総合リハビリテーションセンター）、で医師の診断（判定）を受ける必要があります。

※身体障害者制度以外の活用

○介護保険の認定をされている方は、介護保険制度での利用が優先となります。

○労働災害補償保険法等、他の法律で支給を受けられるとき及び入院中は原則として、上記交付は行われません。

○治療用として医師が診断した補装具は、健康保険での取扱いになります。

＜窓口＞：障害福祉課

2. 軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業

身体障害者手帳の交付対象とならない、軽度・中等度の難聴児が補聴器を装用することで、言語の習得や教育等における健全な発達を促進するよう、新規及び更新の補聴器購入費の3分の2を助成します。なお、本人及び同一世帯員のうち、市民税所得割額が46万円以上の方がいる場合は助成対象外となります。

購入する前にあらかじめご相談のうえ、申請が必要となります。更新の場合、原則として前回購入日から5年経過後とします。修理及び部品交換は助成の対象となりません。

＜窓口＞：障害福祉課

3. 日常生活のサービス

3. 日常生活用具の給付・貸与

在宅障害者(児)の日常生活の便宜と社会適応性を図るため、次の用具を給付・貸与しています。費用については原則1割負担となります。(負担上限月額あり)

※介護保険の認定をされている方は、介護保険制度での利用が優先となります。

※日常生活用具の交付を希望する場合は、購入する前にあらかじめご相談のうえ、申請が必要となります。

※原則日常生活用具は一度支給すると、耐用年数内に再度購入することはできません。

※「治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる

障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者又は児童」を難病等の者とする。

種 目	対 象 者	性 能 等	耐用 年数	基準額 (円)
盲人用時計 (触読時計) (音声時計)	視覚障害により身体障害者 手帳の交付を受けた身体障 害児・者であって、障害の程 度が1級又は2級のもの。な お、音声時計は、手指の触覚 に障害がある等のため接読 式時計の使用が困難なもの を原則とする	視覚障害児・者が容易 に使用し得るもの	10年	触読時計 10,300 音声時計 13,300
点字タイプライター	視覚障害により身体障害者 手帳の交付を受けた身体障 害児・者であって、障害の程 度が1級又は2級であるもの で、原則として就学若しくは 就労しているか又は就労が 見込まれるもの	視覚障害児・者が容易 に操作できるもの	5年	63,100
電磁調理器	視覚障害により身体障害者 手帳の交付を受けた身体障 害児・者であって、障害の程 度が1級又は2級であるもの で、盲人のみの世帯及びこれ に準ずる世帯であるもの	視覚障害児・者が容易 に使用し得るもの	6年	41,000
盲人用 音声式体温計	視覚障害により身体障害者 手帳の交付を受けた身体障 害児・者であって、障害の程 度が1級又は2級であり、か つ、原則として学齢児以上の もので、単身世帯及びこれに 準ずる世帯に属しているも の	視覚障害児・者が容易 に使用できるもの	5年	9,000

3. 日常生活のサービス

種 目	対 象 者	性 能 等	耐用 年数	基準額 (円)
点字図書	視覚障害により身体障害者手帳の交付を受けた身体障害児・者であって、主に情報の入手を点字によっているもの	点字により作成された図書	—	点字図書 価格
盲人用体重計	視覚障害により身体障害者手帳の交付を受けた身体障害児・者であって、障害の程度が1級又は2級であって原則として学齢児以上のもので、当該者の世帯が単身世帯又は盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る	視覚障害児・者が容易に使用できるもの	5年	18,000
拡大読書器	視覚障害により身体障害者手帳の交付を受けた身体障害児・者であって、本装置により文字等を読むことが可能になるもので原則として学齢児以上のもの	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの	8年	198,000
点字ディスプレイ	視覚障害により身体障害者手帳の交付を受けた身体障害児・者であって、障害の程度が1級又は2級のもので、点字が理解できるもの	文字等のコンピューターの画面情報を点字等により示すことができるもの	6年	383,500
視覚障害児・者用 活字文書読上げ装置	視覚障害により身体障害者手帳の交付を受けた身体障害児・者であって、障害の程度が1級又は2級のもので、原則として学齢児以上のもの	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害児・者が容易に使用し得るもの	6年	99,800

3. 日常生活のサービス

種 目	対 象 者	性 能 等	耐用 年数	基準額 (円)
視覚障害児・者用 ワードプロセッサ (共同利用)	視覚障害により身体障害者 手帳の交付を受けた身体障 害児・者であって、原則とし て学齢児以上のもの	編集、校正機能を持ち、 日本点字表記法に基づ き、入力した文章を自 動的に点字変換が可能 で点字プリンターとの 連動により点字文書の 作成及び音声化ができ るもの	－	1,030,000
歩行時間延長信号 機用小型送信機	視覚障害により身体障害者 手帳の交付を受けた身体障 害児・者であって、原則とし て学齢児以上のもの	視覚障害児・者が容易 に使用できるもの	10年	12,000
視覚障害児・者用 ポータブル レコーダー	視覚障害により身体障害者 手帳の交付を受けた身体障 害児・者であって、障害程度 が1級又は2級であるもの で、原則として学齢児以上の もの	音声等により操作ボタ ンが知覚又は認識で き、かつ、DAISY方式 による録音並びに当該 方式により記録された 図書の再生が可能な製 品であって、視覚障害 児・者が容易に使用し 得るもの	6年	録音再生機 85,000 再生専用機 48,000
視覚障害児・者用 誘導装置	視覚障害により身体障害者 手帳の交付を受けた身体障 害児・者であって、音声によ る誘導を必要とするもの	音声による目的物(位 置)等の確認が可能と なるもの	10年	56,000
地上デジタル放送 対応ラジオ	視覚障害により身体障害者 手帳の交付を受けた身体障 害児・者であって、障害の程 度が1級又は2級であるもの	通常のラジオと異なり、 地上デジタル放送のテ レビ音声を受信可能な もので、かつ、災害時の 緊急放送を受信できる もので、視覚障害児・者 が容易に操作し得るも の	6年	29,000

3. 日常生活のサービス

種 目	対 象 者	性 能 等	耐用 年数	基準額 (円)
聴覚障害児・者用 屋内信号装置	聴覚障害により身体障害者 手帳の交付を受けた身体障 害児・者であって、当該者の みの世帯及びこれに準ずる 世帯で日常生活上必要と認 められる場合に限る	音、音声等を視覚、触覚 等により知覚できるも の	10年	87,400
聴覚障害児・者用 通信装置 (FAX)	聴覚障害により身体障害者 手帳の交付を受けた身体障 害児・者であって、コミュニケ ーション、緊急連絡等の手段 として必要と認められるも ので、原則として学齢児以上 のもの	一般の電話機に接続し 得るもので、音声の代 わりに文字等により通 信が可能な機器であっ て、障害児・者が容易に 使用し得るもの	5年	71,000
聴覚障害児・者用 情報受信装置	聴覚障害により身体障害者 手帳の交付を受けた身体障 害児・者であって、本装置に よりテレビの視聴が可能に なるもの	字幕及び手話通訳付き の聴覚障害児・者用番 組並びにテレビ番組に 字幕及び手話通訳の映 像を合成したものを画 面に出力する機能を有 し、かつ、災害時の聴覚 障害児・者向け緊急信 号を受信するもので、 聴覚障害児・者が容易 に使用し得るもの	6年	88,900
携帯用会話補助装置	音声・言語機能障害又は肢 体不自由により身体障害者 手帳の交付を受けた身体障 害児・者であって、発声・発語 に著しい障害を有するも ので原則として学齢児以上 のもの	携帯式で、ことばを音 声又は文章に変換する 機能を有し、障害児・者 が容易に使用し得るも の	5年	98,800

3. 日常生活のサービス

種 目	対 象 者	性 能 等	耐用 年数	基準額 (円)
訓練用ベッド	下肢又は体幹機能障害により身体障害者手帳の交付を受けた児・者であって、障害の程度が1級又は2級であるもので、原則として学齢児以上のもの	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	8年	159,200
訓練椅子	下肢又は体幹機能障害により身体障害者手帳の交付を受けた身体障害児であって、障害の程度が1級又は2級であるもので、原則として3歳以上のもの	原則として附属のテーブルをつけるものとする	5年	33,100
特殊マット	療育手帳の交付を受けたものであって、障害の程度が重度又は最重度であるもの及び下肢又は体幹機能障害により身体障害者手帳の交付を受けた身体障害児・者であって、障害の程度が児童は1級又は2級、者は1級であるもので、常時介護を要し、原則として3歳以上のもの。難病等で寝たきりの状態にあるもの	失禁等による汚染又は損耗を防止するためマット(寝具)にビニール等の加工をしたもの	5年	19,600
特殊尿機	下肢又は体幹機能障害により身体障害者手帳の交付を受けた身体障害児・者であって、障害の程度が1級であるもので、常時介護を要し、原則として学齢児以上のもの若しくは難病等により自力で排尿できないもの	尿が自動的に吸引されるもので、障害児・者又は介護者が容易に使用し得るもの	5年	67,000

3. 日常生活のサービス

種 目	対 象 者	性 能 等	耐用 年数	基準額 (円)
特殊寝台	下肢又は体幹機能障害により身体障害者手帳の交付を受けた身体障害者であって、障害の程度が1級又は2級であるもの。若しくは難病等で寝たきりの状態にあるもの	腕、脚等の訓練のできる器具を附帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8年	154,000
移動・移乗支援用具 (歩行支援用具)	平衡機能障害又は体幹機能障害身体障害者手帳の交付を受けた身体障害児・者であって、家庭内の移動等において介助を必要とするものであって原則として3歳以上のもの	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であり、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く 〔ア〕 障害児の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安全性を有するもの 〔イ〕 転倒予防、立ち上がり動作補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする	8年	60,000
入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害により身体障害者手帳の交付を受けた身体障害児・者であって、入浴に介助を必要とするもので原則として3歳以上のもの	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害児又は介助者が容易に使用し得るもので、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く	8年	90,000

3. 日常生活のサービス

種 目	対 象 者	性 能 等	耐用 年数	基準額 (円)
入浴担架	下肢又は体幹機能障害により身体障害者手帳の交付を受けた身体障害児・者であって、障害の程度が1級又は2級であって、入浴に介護を要するもので原則として3歳以上のもの	障害児・者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	5年	82,400
体位変換機	下肢又は体幹機能障害により身体障害者手帳の交付を受けた身体障害児・者であって、障害の程度が1級又は2級であって、下着交換等に当たって家族等他人の介助を要するもので原則として学齢児以上のもの	障害児・者又は介護者が容易に使用し得るもの	5年	15,000
移動用リフト	下肢又は体幹機能障害により身体障害者手帳の交付を受けた身体障害児・者であって、障害の程度が1級又は2級であって原則として3歳以上のもの	介護者が重度身体障害児・者を移動させるに当たって、容易に使用し得るもので、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く	4年	159,000
居宅生活動作補助用具(住宅改修費給付事業)	下肢又は体幹機能障害又は脳原性運動機能障害により身体障害者手帳の交付を受けた身体障害児・者であって障害の程度が3級以上のもので、学齢児以上のもの。ただし、特殊便器への取替えをする場合は、上肢障害により身体障害者手帳の交付を受けた身体障害児・者であって、障害の等級が1級又は2級のもの	障害児・者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもので、厚生労働大臣が定める居宅介護住宅改修費等の支給に係る住宅改修であるもの	1回 限り	200,000

3. 日常生活のサービス

種 目	対 象 者	性 能 等	耐用 年数	基準額 (円)
トイレチェアー	下肢又は体幹機能障害により身体障害者手帳の交付を受けた身体障害児・者であって、障害の程度が1級又は2級のもので、学齢期以上のもの	洋式: 和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの 補高便座: 洋式便器の上に置いて高さを補うもの 立ち上がり補助: 電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有するもの ポータブル: 便座とバケツなどからなり、移動可能な便器	8 年	81,000
特殊便器	上肢機能障害により身体障害者手帳の交付を受けた身体障害児・者であって、障害に程度が1級又は2級のもので、学齢期以上のもの	取替えに当たり住宅改修を伴うものを除き、障害児・者がトイレ時に容易に使用でき、足踏みペダルにて温水温風を出し得るもの	5年	151,200
車椅子用段差昇降機	身体障害者手帳の交付を受けた身体障害児・者であって常時車椅子を使用するもの	地面と屋内床面の高低差が1m程度の場合であって、車椅子に乗ったままの状態、昇降が可能なもの	10年	260,000
透析液加温器	じん臓機能障害により身体障害者手帳の交付を受けた身体障害児・者であって、障害の程度が1級又は3級であって原則として3歳以上のもの	透析液を加温し、一定温度に保つもの	5年	51,500

3. 日常生活のサービス

種 目	対 象 者	性 能 等	耐用 年数	基準額 (円)
酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行うもの	障害児・者が容易に使用し得るもの	10年	17,000
ネブライザー (吸入器)	呼吸器機能障害により身体障害者手帳の交付を受けた身体障害児・者であって、障害の程度が3級以上であるもの又は同程度の身体障害児・者であって必要と認められるもので、原則として学齢児以上のもの	身体障害児・者が容易に使用し得るもの	5年	36,000
電気式たん吸引器	呼吸器機能障害により身体障害者手帳の交付を受けた身体障害児・者であって、障害の程度が3級以上であるもの又は同程度の身体障害児・者であって必要と認められるもので、原則として学齢児以上のもの	身体障害児・者が容易に使用し得るもの	5年	56,400
ストマ用装具 ※病院等に入院している者、障害者支援施設等の施設に入所している者においても、給付等の対象となります	ぼうこう・直腸機能障害により身体障害者手帳の交付を受けた身体障害児・者であって、ストマを造設したもの。なお、手帳を所持していないもので、ストマ造設日より6ヶ月を経過していないものも給付対象者とする。(ぼうこう・直腸機能障害の診断書の提出が必要です)	ストマ装具等	—	(蓄便袋) 1ヶ月当り 8,858 (蓄尿袋) 1ヶ月当り 11,639

3. 日常生活のサービス

種 目	対 象 者		性 能 等	耐用 年数	基準額 (円)
紙おむつ	3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた身体障害児・者であって、右のいずれかに該当するもの	(1) この事業によりストマ用装具の給付を受けることができるもので、ストマの著しい変形又は皮膚のびらんによりストマ用装具を装着できないもの (2) 二分脊椎によるぼうこう・直腸機能障害により身体障害者手帳の交付を受けた身体障害児・者であるもの (3) 脳原性肢体不自由又は肢体不自由（脳性麻痺又は先天的な疾病に限る）により身体障害者手帳の交付を受けた身体障害児・者であって、障害の程度が1・2級のもので、排尿又は排便の意思表示が困難であり、紙おむつの使用により意思伝達能力の獲得が阻害されないもの	紙おむつ、洗腸用具、サラシ・ガーゼ等の衛生用品	—	1ヶ月当り 12,000

3. 日常生活のサービス

種 目	対 象 者	性 能 等	耐用 年数	基準額 (円)
火災警報器	聴覚障害により身体障害者手帳の交付を受けた身体障害児・者であるもの又は療育手帳の交付を受けた知的障害児・者であって、障害の程度が重度又は最重度であるもの又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた精神障害児・者であって程度が1級のもので、それぞれ火災発生の感知及び避難が著しく困難なもので、当該者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	8年	15,500
自動消火器	身体障害者手帳の交付を受けた身体障害児・者であって障害の程度が1・2級のもの又は療育手帳の交付を受けた知的障害児・者であって、障害の程度が重度又は最重度であるもの又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた精神障害児・者であって程度が1級のものでそれぞれ火災発生の感知及び避難が著しく困難なもので、当該者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	8年	28,700

3. 日常生活のサービス

種 目	対 象 者	性 能 等	耐用 年数	基準額 (円)
頭部保護帽 ※病院等に入院している者、障害者支援施設等の施設に入所している者においても、給付等の対象となります	平衡機能又は下肢又は体幹機能障害により身体障害者手帳の交付を受けた身体障害児・者であるもの又は療育手帳の交付を受けた知的障害児・者であって、障害の程度が重度又は最重度であるもの又は精神障害児・者によりてんかんの発作等により頻繁に転倒するもの	ヘルメット型で、転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	3年	※1
歩行補助つえ ※病院等に入院している者、障害者支援施設等の施設に入所している者においても、給付等の対象となります	肢体不自由により身体障害者手帳の交付を受けた身体障害児・者であるもの	一本杖のみ	3年	※2
点字器	視覚障害により身体障害者手帳の交付を受けた身体障害児・者であって、主に情報の入手を点字によっているもの	<u>標準型</u> : 32マス、18行	7年	※3
		<u>携帯型</u> : 32マス、4行 32マス、12行	5年	※4

3. 日常生活のサービス

種 目	対 象 者	性 能 等	耐用 年数	基準額 (円)
人工喉頭	音声・言語機能障害により身体障害者手帳の交付を受けた身体障害児・者であるもの	<u>笛式</u> : 呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの	4年	※5
		<u>電動式</u> : 顎下部等に当てた電動板を駆動させ経皮的に音源を口腔内に導き音源化するもの	5年	※6
	音声・言語機能障害により身体障害者手帳の交付を受けた障害児・者であって、常時埋め込み型用人工鼻を使用しているもの	<u>埋込型用人工鼻</u> : HMEカセット、アドヒーズ及びその他の適用品目であって、それぞれ障害児・者が容易に使用し得るもの	—	1ヶ月当たり 23,100
収尿器	身体障害者手帳の交付を受けた身体障害児・者であって、脊椎損傷者など排尿の調節が自由にできないもの	採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけたもの	—	※7
情報・通信支援用具	上肢又は視覚障害により身体障害者手帳の交付を受けた身体障害者であって、障害の程度が1、2級のもので、パーソナルコンピューター等の情報機器の使用により、社会参加が見込まれるもの	対象品目は、視覚障害児・者用ワープロアプリケーションソフト、画面拡大ソフト、画面音声化ソフト、上肢不自由者はインテリキー、ジョイスティックとする	—	100,000

3. 日常生活のサービス

種 目	対 象 者	性 能 等	耐用 年数	基準額 (円)
動脈血中酸素飽和度 測定器(パルスオキシ メーター)	呼吸器機能障害又は肢体不 自由により身体障害者手帳 の交付を受けた身体障害児・ 者であるもの又は難病患者 であり、それぞれ人工呼吸器 の装着が必要な者又は医師 が必要と認めたもの	呼吸状態を継続的にモ ニタリングすることが 可能な機能を有し、障 害児・者、難病患者等が 容易に使用し得るもの	5年	157,500
福祉電話(貸与)	身体障害者手帳の交付を受 けた身体障害児・者、聴覚障 害又は外出困難なもので障 害の程度が2級以上でコミュ ニケーション、緊急連絡等の 手段として必要と認められ るもので、障害者のみの世帯 及びこれに準ずる世帯	障害児・者が容易に 使用し得るもの		83,300
人工呼吸器等の自家 発電機(カーインバー ター含む)	1 身体障害者手帳を所持し ている者または指定難病医 療受給者証等の交付を受け ている者	障害児・者または介助 者が容易に使用し得る もの	5年	100,000
人工呼吸器等のポー タブル電源(蓄電池)	2 医療的ケア児等で呼吸器 機能に障害があり、その障害 の程度が1に掲げる者と同 程度と認められる者		5年	80,000

(注) ・表において示される「級」は身体障害者福祉法に定める等級を示します。

・ストマ用装具、頭部保護帽、歩行補助つえは、入院中の方や、障害者支援施設、児童福祉施設又は老人ホームに入所している方においても、給付等の対象となります。

※1 主素材がスポンジ・革 15,200 円

主素材がスポンジ、革、プラスチック 36,750 円

基準額はオーダーメイドによる製品に適用するものとし、レディメイドによる製品については、基準額の 80%の範囲内の額とする。

※2 ニス塗装された木材のもの 2,200 円

軽金属のもの 3,000 円

夜光材付とした場合は 410 円(全面夜行材付とした場合 1,200 円)増しとなります。

価格は一本当りのものであること。

外装に白色又は黄色ラッカーを使用した場合は、260 円増しとすること

※3 両面書 真鍮板製のもの(標準型) 14,000 円

両面書 プラスチック製のもの(標準型) 6,600 円

※4 片面書 アルミニウム製のもの(携帯用) 7,200 円

片面書 プラスチック製のもの(携帯用) 1,650 円 *基準額は点筆を含む

※5 気管カニューレ付きとした場合は 3100 円増しとすること 5,000 円

※6 価格は、乾電池又は充電器を含むものであること 70,100 円

※7 男子用普通型 7,700 円 男子用簡易型 5,700 円

女子用普通型 8,500 円 女子用簡易型 5,900 円

3. 日常生活のサービス

4. 小児慢性特定疾患児への日常生活用具の給付

小児慢性特定疾患児の方に対し、特殊寝台等の日常生活用具を給付しています。

＊ただし、児童福祉法及び障害者総合支援法による日常生活用具の対象者は除きます。

〈窓 口〉:障害福祉課

種 目	対 象 者	性 能 等	耐用 年数	基準額 (円)
便器	常時介助を要する者	小児慢性特定疾病児童が容易に使用し得るもの。 (手すりをつけることができる。)	8年	4,900
特殊マット	寝たきりの状態にある者	褥瘡を防止でき、又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能を有するもの	5年	21,560
特殊便器	上肢機能に障害のある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	166,320
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	8年	166,320
歩行支援用具	下肢が不自由な者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。 ☐ 小児慢性特定疾病児童の身体機能状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 ☒ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの。	8年	66,000

3. 日常生活のサービス

種 目	対 象 者	性 能 等	耐用 年数	基準額 (円)
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの。	8年	99,000
特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの。	5年	73,700
体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が小児慢性特定疾病児童の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。	5年	16,500
車いす	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾病児童の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。	5年	77,440
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者 (入院中又は施設入所の者についても対象)	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。	3年	13,380
電気式 たん吸引器	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの。	5年	62,040
クールベスト	体温調節が著しく難しい者	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの。	1年	22,000
紫外線 カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある者	紫外線をカットできるもの。	1か月	3,465
ネブライザー (吸入器)	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの。	5年	39,600
パルス オキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な者。	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、介助者等が容易に使用し得るもの。	5年	173,250
人工鼻	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの。	1か月	10,725

3. 日常生活のサービス

種 目	対 象 者	性 能 等	耐用 年数	基準額 (円)
ストマ装具 (畜便袋)	人工肛門を増設した者 (入院中又は施設入所の者 についても対象)	小児慢性特定疾病児 童又は介助者が容易 に使用し得るもの。 (12ヶ月分)	1か月	9,460
ストマ装具 (畜尿袋)	人工膀胱を増設した者 (入院中又は施設入所の者 についても対象)	小児慢性特定疾病児 童又は介助者が容易 に使用し得るもの。 (12ヶ月分)	1か月	12,430

■機能回復訓練■

1. 中途視覚障害者緊急生活訓練

<対 象 者>:中途視覚障害のある方

<内 容>:将来の生活の方途を見いだすための必要な助言・指導を埼玉県視力障害者福祉協会に委託して行っています。

(感覚訓練、点字指導、盲人用具の使用法等)

<問い合わせ>:視覚障害者福祉協会

<電 話>:048-522-2222 <FAX>:048-522-2292

2. 音声機能障害者発声訓練

<対 象 者>:病気などにより喉頭を摘出した音声機能障害のある方

<内 容>:日常生活における会話が可能となるよう、埼玉県の委託事業として県立がんセンターで食道発声訓練、人工喉頭機による発声訓練等を実施しています。

(感覚訓練、点字指導、盲人用具の使用法等)

<問い合わせ>:埼玉銀鈴会

<電 話>:048-647-1131 <FAX>:048-778-3541

■住宅の確保・改造■

1. 重度障害者住宅改善費の補助

<対 象 者>:下肢又は体幹の障害があり、1・2級の身体障害者手帳所持者

<内 容>:重度障害のある方の日常生活における利便を図るため、住宅の一部を障害に応じ使いやすく改善する場合、基準額 360,000 円と補助対象者(住宅改善を行う身体障害者)の対象経費の実支出予定額とを比較して少ない方の額の2/3(生活保護世帯10/10)を補助します。

※所得制限があります。

※介護保険制度が適用される方は介護保険制度が優先となります。

<窓 口>:障害福祉課

2. 県営住宅の入居の優遇

<対 象 者>:身体障害者:4級以上の身体障害者手帳を持っている方

知的障害者:㊤、A、Bの療育手帳を持っている方

精神障害者:2級以上の精神障害者保健福祉手帳を持っている方

(世帯員のいずれかが、上記の障害者である世帯等が対象となります。)

<内 容>:母子世帯、高齢者世帯、障害者世帯等は抽選時の優遇措置があります。

<問い合わせ>:埼玉県住宅供給公社 公営住宅部県営住宅課

<電 話>:048-829-2875 <FAX>:048-825-1822

3. 日常生活のサービス

3. 家具転倒防止器具等設置費の補助

- <対 象 者>:障害者手帳(身体1から3級・4級1種、療育④、A、精神1、2級)を所持する方のみで構成される世帯又は65歳以上の方及び上記に掲げる障害者手帳を所持する方で構成された世帯。
(補助を受ける場合、市指定の登録業者から工事前に見積書を取得し、障害福祉課まで申請していただく必要があります。)
- <内 容>:地震による家具の転倒等の被害から身体を守るため、障害者手帳の交付を受けた方のいる一定の要件を満たす世帯に対して家具転倒防止器具又はガラス飛散防止フィルムを登録業者が取り付ける場合の費用の一部補助を行っています。
- <補 助 額>:1万円を限度とし、1世帯当たり1回限り補助することができます。
- <窓 口>:障害福祉課

■家庭介護の充実■

1. 訪問入浴サービス

重度の心身障害のため、家庭において入浴困難な方に、訪問入浴サービスを実施します。

- <対 象 者>:市内在住の重度心身障害のある方またはこれに準ずる方で、医師が入浴可能と認めた方
- <回 数>:おおむね月3回(6月、7月、8月、9月はおおむね月4回)
- <費 用>:1,360 円/1回、生活保護受給者は無料。
- <窓 口>:障害福祉課

2. あいはあと事業

- <対 象 者>:高齢者世帯、障害のある方が同居する世帯、産前の女性が同居する世帯、乳児が同居する世帯等
- <内 容>:食事の支度、洗濯、住居内の掃除、買い物などを有料で行います。
- <窓 口>:朝霞市社会福祉協議会
- <電 話>:048-486-2485
- <F A X>:048-486-2418

3. 紙おむつ等の支給

- <対象者>:身体障害者手帳1級、2級または療育手帳④、A で、3歳以上65歳未満の常時おむつを使用している方が対象となります。
ただし、以下のいずれかに該当する方は対象外となります。
- ・対象者本人の市民税所得割額が 33,000 円以上の方
 - ・障害者支援施設、障害児入所施設、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設に入所している方
 - ・生活保護制度または日常生活用具給付制度で紙おむつの支給対象となる方
 - ・3か月を超えて入院している方
- <内 容>:市が指定する商品の中から、1つを選択していただき、毎日事業者が配送します。
- <窓 口>:障害福祉課

3. 日常生活のサービス

4. 生活サポート事業

在宅の障害者(児)や、その家族の方々の地域での暮らしを支援するため、市に登録承認された民間サービス団体が、外出、送迎などについて、年間(4月～3月)150時間までを限度としてサービスを提供します。

＜対 象 者＞：市内に住所を有する身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方(知的障害については、更生相談所・児童相談所で知的障害と判断された方、医師により発達に障害があると判断された方は、療育手帳がなくても対象となります。)

＜利用方法＞：①障害福祉課へ申請し、利用者票の交付を受けます。

②市に登録しているサービス提供団体を選び、契約締結後、その団体からサービスの提供を受けます。

＜費 用＞：所得に応じて一部負担があります。ただし、費用の一部を市で補助しているため、自己負担額は1時間当たり500円が上限となります。

(利用事業所によって、別途料金が必要な場合もあります。)

＜窓 口＞：障害福祉課

5. 緊急通報システム

緊急通報システムとは、家庭内での急病、事故その他の理由により緊急に援助を必要とする場合において、携帯型のボタンを押すことで埼玉県南西部消防本部に速やかに連絡を取ることができる仕組みです。

①市内に住所を有する65歳以上のひとり暮らし等の方については、慢性的な心臓疾患、または脳疾患のある方が無料で利用できる「緊急通報システム」と、慢性的な疾患がない方に対し、月額500円の自己負担で利用できる「安心見守り通報システム」の2つの制度があります。(なお、安心見守り通報システムについては、生活保護世帯は利用料が免除されます。)

②市内に住所を有するひとり暮らし等の方で身体障害者手帳1・2級を所持している方につきましても無料で「緊急通報システム」が利用できるようになります。

(本制度を利用するに当たっては、固定電話回線が必要となります。また、ご自宅の状況やご本人様の状態を確認させていただく必要があります。)

＜問い合わせ＞：①65歳以上の方(長寿はつらつ課高齢者支援係)

＜電 話＞：463-1921(直通)

②身体障害者手帳1・2級をお持ちの方(障害福祉課)

＜電 話＞：463-1599(直通)

6. 安心見守り連絡カード

在宅の高齢者が自宅において急病または事故等が発生した場合に、本人の身体や身元の情報等を救急隊員や関係機関に迅速にかつ適切に伝達する手段のひとつとして、安心見守り連絡カードを配付します。

＜対 象 者＞：市内に住所のある以下の条件に該当する方

(1)75歳以上のひとり暮らしの方

(2)65歳から74歳までのひとり暮らしで、身体障害者手帳1級・2級、もしくは療育手帳㊤・A、もしくは精神障害者保健福祉手帳1級・2級を所持している方

＜問い合わせ＞：長寿はつらつ課高齢者支援係 電 話：463-1921(直通)

3. 日常生活のサービス

7. 朝霞市重症心身障害児(者)短期入所事業

在宅の重症心身障害児(者)を介護している保護者等が、一時的に家庭における介護を行うことが困難となった場合、心身障害児総合医療療育センターに入所させることにより、障害児等の健康の保持とその家庭の福祉の向上を図ることを目的とした事業です。

※利用を希望する月の3か月前の最後1週間から申し込みができます。

(1月分は10月の最終週から申し込みができます。)

<対象者>:身体障害者手帳(肢体不自由)1級又は2級を所持している方で、かつ

療育手帳④又はAを所持している方

または、これに準ずると市長が認めた障害児(者)等。

<窓 口>:障害福祉課

8. 障害者配食サービス

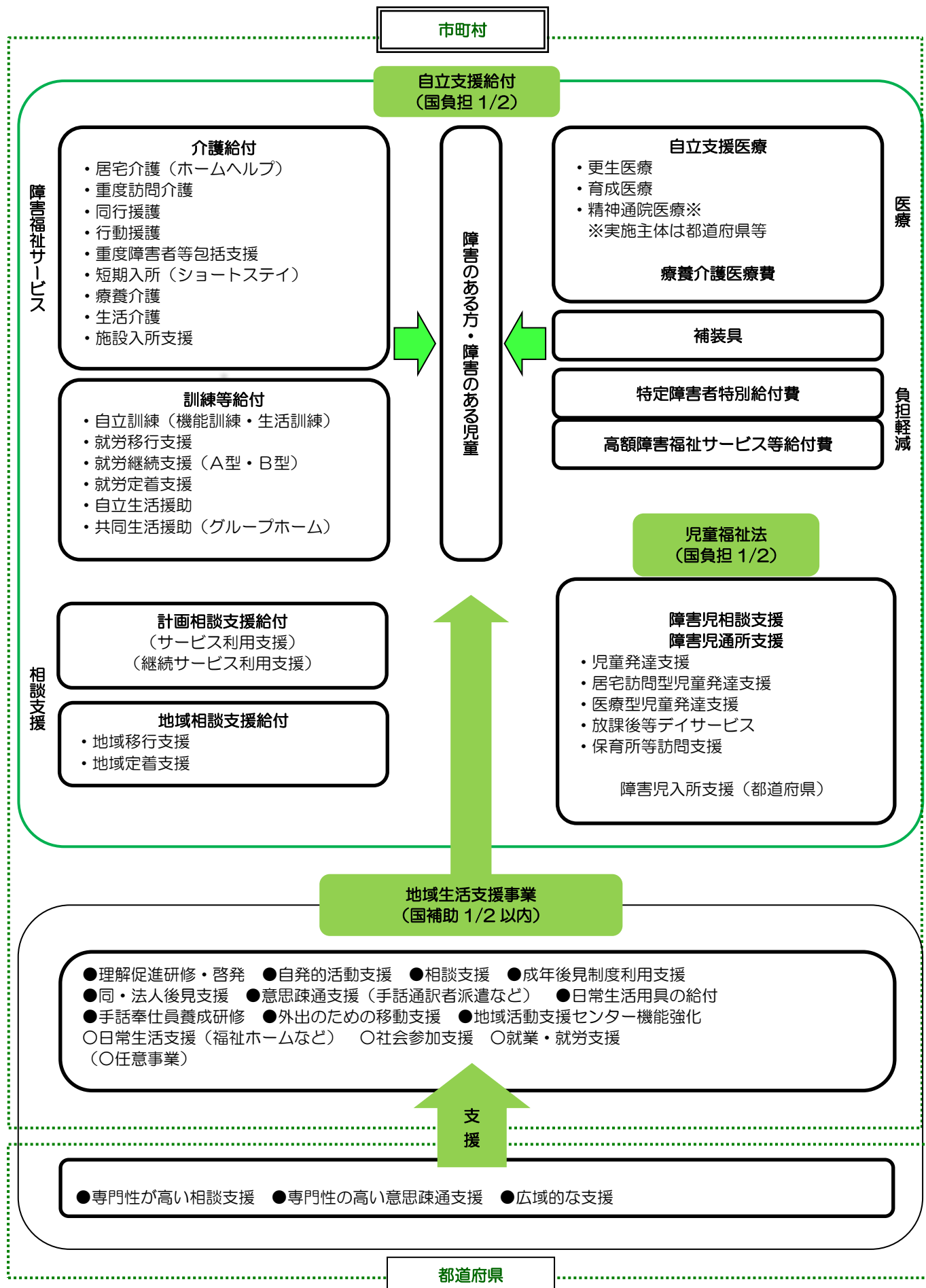
自ら食事の支度をするのが困難な方などを対象とした、配食サービスを提供し、併せて安否確認(見守り)を行います。

なお、1食あたりの補助金額は200円となります。

<対象者>:市内に住所を有し、自ら食事の支度をするのが困難で、他の者から食事の提供を受けられない方で、かつ、65歳未満の単身者で障害者手帳を所持する方又は障害者手帳所持者のみで構成される世帯に属する方。その他市長が認めた方(日中独居等)

<窓 口>:障害福祉課

4. 障害者総合支援法及び児童福祉法のサービス



4. 障害者総合支援法及び児童福祉法のサービス

1. サービスについて

利用者の状態やニーズに沿ったきめこまやかなサービスを提供します。

★訪問系サービス - 在宅で訪問を受けたり、施設に通所するなどして利用するサービスです。

種類	サービス名称	サービスの内容
介護 給付	居 宅 介 護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴や排泄、食事の介護を行います。 (対象者:自宅で介護が必要な方)
	重度訪問介護	自宅において入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います。 (対象者:重度の肢体不自由者で常に介護が必要な方など)
	同 行 援 護	外出の同行および外出時に必要となる支援を行います。 (対象者:視覚障害により、移動に著しい困難がある方)
	重度障害者等 包 括 支 援	居宅介護などの複数のサービスを組み合わせて包括的に支援を行います。 (対象者:寝たきり状態などの介護の必要性がとて高い方)
	行 動 援 護	外出時や外出の前後に危険を回避するために必要な支援を行います。 (対象者:知的障害や精神障害により行動上の障害のある方など)
	短 期 入 所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。 (対象者:短い間、自宅に介護者がいない方など)

★日中活動系サービス - 施設で昼間の活動を支援するサービスを行います。

種類	サービス名称	サービスの内容
介護 給付	療 養 介 護	医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をします。(対象者:長期入院による医療ケアと常時介護を必要とする方など)
	生 活 介 護	昼間、入浴、排泄、食事の介護などを行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。(対象者:常に介護が必要な方など)
訓練等給付	自 立 訓 練	自立した日常生活又は社会活動ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。 (対象者:地域生活を営むために必要な訓練を希望する方など)
	就労移行支援	一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。(対象者:一般企業への就労を希望する方など)
	就労継続支援	働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。(対象者:一般企業での就労が困難な方など)
	就労定着支援	就労移行支援等を利用し、一般就労に移行した障害のある方の就労に伴う支援として、事業所・家族への連絡調整等の支援を行います。

4. 障害者総合支援法及び児童福祉法のサービス

★居住系サービス - 入所施設で住まいの場としてのサービスを行います。

種類	サービス名称	サービスの内容
介護給付	施設入所支援 (障害者支援施設での夜間ケア等)	施設入所する方、夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護などを行います。 (対象者:夜間において介護が必要な人、通所では自立訓練や就労移行支援の利用が困難な方など)
訓練等給付	共同生活援助 (グループホーム)	地域で共同生活を行う方に、住居で相談や日常生活上の援助を行います。 (対象者:地域での共同生活を希望する方)
	自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する方が地域生活を営むために、巡回訪問や関係機関との連絡調整等の支援を行います。

★地域移行・定着支援 - 施設等から地域への移行・定着を促進する支援を行います。

種類	サービス名称	サービスの内容
地域相談支援給付	地域移行支援	施設や病院に長期入所等していた方が地域での生活に移行するための相談その他の必要な支援を行います。
	地域定着支援	居家で一人暮らしをしている方に、緊急時における連絡、相談、その他の必要な支援を行います。

★児童福祉法による障害のある児童へのサービス - 発達段階に応じた個別の支援を行います。

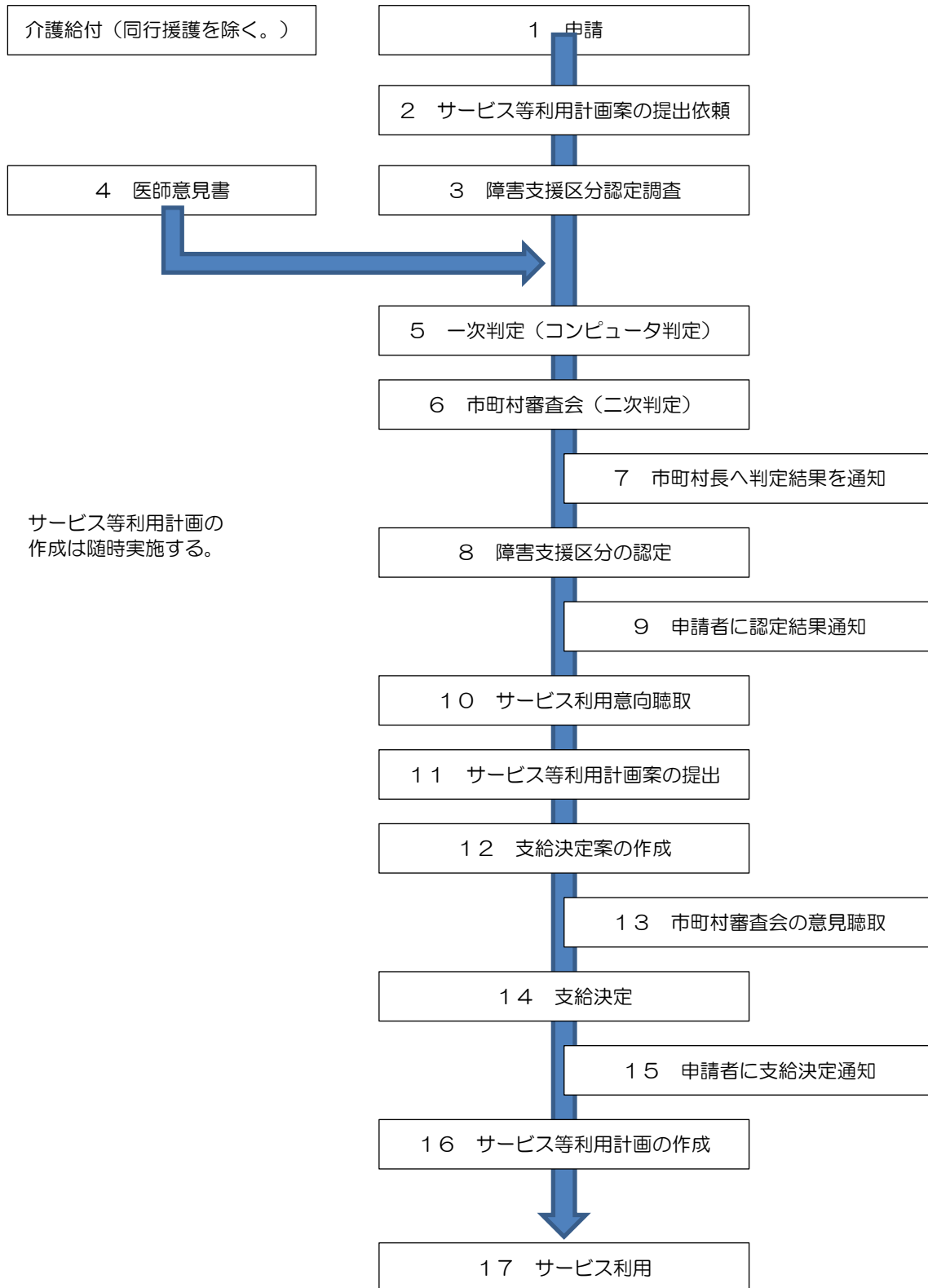
種類	サービス名称	サービスの内容
障害児通所給付	児童発達支援	障害児を対象とする通所支援の一つです。障害児を児童発達支援センターなどの施設に通わせ、日常生活における基本的動作の指導、知識や技能の習得、集団生活への適応訓練を行います。
	児童発達支援 (医療型)	未就学の肢体不自由児に児童発達支援及び治療を行います。
	居宅訪問型 児童発達支援	居宅を訪問し、自宅内で児童発達支援を行います。 (対象者:外出が著しく困難な重度の心身障害児)
	保育所等 訪問支援	保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を行います。
	放課後等 デイサービス	障害のある学齢期児童が学校の授業終了後や学校休業日に通う、療育機能・居場所機能を備えたサービスのことです。

4. 障害者総合支援法及び児童福祉法のサービス

2. 支給決定の手續について

○支給決定にあたり、障害の程度などを調査します。

○審査会において、障害福祉に関する有識者の方々の意見を伺います。



・訓練等給付のみをご利用の方、18歳未満の方は認定調査の実施はありません。

4. 障害者総合支援法及び児童福祉法のサービス

○手続の流れ

① 相談・情報提供及び申請

障害福祉サービスの利用について総合支援法の支給を希望する方は、適切なサービスの選択のために相談を行い、総合支援法の支給申請書を障害福祉課に提出します。手帳を所持していない場合、窓口までご相談ください。（障害者総合支援法の対象となる疾病の受給者証をお持ちの方等）

② 相談支援事業者 서비스에等利用計画案の作成依頼、計画案の提出

指定特定相談支援事業者を選び、契約を行います。サービス等利用計画案とその他の必要書類を障害福祉課に提出してください。すでに介護保険のサービスをご利用されている方は、ケアプランの提出が必要です。

③ 支給決定

支給申請後、支給決定手続を実施し、障害支援区分と支給量を決定します。

④ 受給者証の交付

支給決定を行ったときは、当該支給決定を受けた利用者に対し必要な事項を記入した受給者証を交付します。

受給者証は、サービスを利用するのに大切な情報が記載されています。また、事業者との契約やそれぞれのサービスを利用する際に提示が必要になります。

⑤ 事業者又は施設との契約

支給決定を受けた利用者は、県知事や市長の指定を受けた事業者又は施設と契約を結びます。

⑥ サービスの利用

ご希望の障害福祉サービスを事業者から受けます。また、居宅サービスの支給量が不足時などは、途中で支給量の変更も申請できます。

⑦ 利用者負担額(自己負担額)の支払い

障害福祉サービスを利用したときは、本人及び扶養義務者は、原則、利用料の1割を負担します。

◆◆◆介護保険制度等との関係◆◆◆

介護保険のサービスと障害福祉サービスを両方受けられる方については、原則として、介護保険が優先となります。障害固有のサービス(同行援護等)や介護保険の超過部分については、障害福祉サービスを利用できる場合がありますので、ご相談ください。

その他の制度(労災保険制度や厚生年金保険制度など)で障害福祉制度と同じサービスが受けられる場合についても、同様となります。

他制度と障害福祉サービスの利用については、該当する方の個別の状況に応じて対応が異なる場合がありますので、必要に応じてご相談ください。

3. 利用者負担

サービス費用の原則1割が定率負担となります。※以下の軽減措置があります。

○月額上限額(所得に応じた上限額があります)

所得区分		負担上限月額
一般2	市町村民税課税世帯 (一般1に該当する者を除く)	37,200 円
一般1	市町村民税課税世帯 (所得割 16 万円<障害児にあっては 28 万円>未満の者に限り、20 歳以 上の施設等入所者を除く)	【施設等入所者以外】 障害者 9,300 円 障害児 4,600 円 【20 歳未満の施設等入所者】 9,300 円
低所得	低所得2 市町村民税非課税世帯 (低所得1に該当する者を除く)	0 円
	低所得1 市町村民税非課税世帯のうち、 本人の年収 80 万円以下	
生活保護		生活保護受給世帯

<市民税課税者の所得割額の算出方法>

所得区分の判断には市民税所得割額を使用しますが、市民税課税者のうち、「住宅借入金等特別税額控除」や「寄附金税額控除」のある方、18歳までの児童を扶養されている方については、「住宅借入金等特別税額控除」と「寄附金税額控除」で控除されている金額を加算し、18歳までの扶養控除において廃止されている控除額については、あったものとして算出します。

4. サービス等利用計画(障害児支援利用計画)について

平成24年4月の障害者自立支援法の一部改正により、障害福祉サービス支援を利用するすべての利用者の方に、「サービス等利用計画(又は障害児支援利用計画)」を作成することになりました。サービス等利用計画(又は障害児支援利用計画)とは、その方の障害の状態や置かれている環境や日常生活の状況などから、必要な支援を総合的にコーディネートし、モニタリングにより、計画的・継続的な支援を行うものです。サービス等利用計画(又は障害児支援利用計画)は、指定特定相談支援事業者の相談支援専門員が作成します。また、事業者に代わり、ご本人やご家族、支援者等が計画(セルフプラン)を作成することも可能です。

なお、計画作成の際に、利用者が負担する費用はありません。また、すでに介護保険のサービスをご利用されている方は、ケアプランをサービス等利用計画として、ご利用いただけます。

4. 障害者総合支援法及び児童福祉法のサービス

<朝霞市及び近隣の主な指定特定相談支援事業者>

事業者	住所	電話番号
はあとぴあ障害者相談支援センター	朝霞市大字浜崎 51-1	048-486-2400
ふれあい障害者相談支援センター	朝霞市上内間木 493-9	048-456-1403
コーヒータイム相談事業所	朝霞市仲町 2-2-19 リンクスビル A5階	048-467-7749
相談支援事業所キラキラ朝霞	朝霞市本町 1-7-17 ツインズハウスⅡ-101	048-423-6750
相談支援事業所リライト	朝霞市仲町 1-1-30-3F	048-468-5322
相談支援事業所ひまわり	朝霞市大字宮戸 17	048-487-7917
朝霞市つばさ会相談支援事業所あゆみ	朝霞市三原 2-29-11	048-465-4846
相談支援センターさいゆう	朝霞市根岸台6-6-9-A 号室	048-424-8929
共生みらいマネジメント	朝霞市朝志ヶ丘4-6-26-102	048-487-7280
みつばすみれ学園障害児等 計画相談支援センター (主にみつばすみれ学園・すずらんを利用し ている方が対象)	志木市下宗岡1-23-1	048-497-1238
Cocorport 相談支援室 朝霞台	朝霞市東弁財1-7-30 KOYOBUILDING 4階	048-424-5678
相談支援事業所福寿	朝霞市宮戸 1-4-95-102	048-260-6061
相談支援 元気キッズ NCS あさか	朝霞市浜崎 79-1	048-260-6314

5. 高額障害福祉サービス

同一世帯に障害福祉サービス等を利用している方が複数いる等により、世帯における利用者負担額の合計が、制度の定める基準額を超えた場合、「高額障害福祉サービス等給付費」・「高額障害児通所・入所給付費」が支給されます(基準額を超えた部分を償還払いします)。

※合算の対象となるサービス利用料

(同一月内の利用者負担額である1割負担分が、合算対象となります。)

- 「障害者総合支援法に基づくサービス」の利用者負担額
(例)居宅介護、重度訪問介護、短期入所、就労移行・継続支援など
- 「介護保険法に基づくサービス」の利用者負担額
(※障害者総合支援法に基づくサービスを併用している方に限ります)
(例)訪問介護、訪問看護、訪問入浴、通所リハビリ、福祉用具貸与など
- 「児童福祉法に基づくサービス」の利用者負担額
(例)障害児通所支援(児童発達支援、放課後等デイサービス等)、障害児入所支援など
- 補装具費の利用者負担額(※支給決定された日の属する月が、合算対象となります。)

※世帯について

種別	合算の対象となる世帯の範囲
18歳以上の障害者 (施設に入所する18、19歳は除く)	障害のある方(ご本人)とその配偶者
18歳未満の障害児 (施設に入所する18、19歳を含む)	住民票上の世帯

※基準額について

基準額の原則は、「37,200 円」です。ただし、障害児の特例で、下記のいずれかに該当し、受給者証に記載されている利用者負担上限月額がいずれも 37,200 円未満の場合は、その中で高い方の額が基準額になります。

- 1人の障害児が2枚以上の受給者証でサービスを利用している場合
- 障害児の兄弟又は姉妹が、それぞれの受給者証でサービスを利用している場合

新高額障害福祉サービス等給付費について

高額障害福祉サービス費支給対象者拡大に伴い、65 歳に到達までの相当の期間にわたり、障害福祉サービスを利用していた方で、すべての要件に該当される方に、介護保険サービスで支払った平成 30 年 4 月利用分以降の利用者負担を、申請により払い戻します。

<対象要件>

- 65 歳に達する日前 5 年間にわたり、介護保険相当障害福祉サービス(居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所)に係る支給決定を受けていた方
- 本人と配偶者(同一世帯に限る)が、65 歳に達する日の前日において、「低所得」・「生活保護」に該当していた方
- 65 歳に達する日の前日において障害支援区分 2 以上の方
- 65 歳まで介護保険サービスを利用していない方

6. 地域生活支援事業・その他

○相談支援事業

障害のある方等の相談に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営めるように援助します。事業は、はあとびあ(総合福祉センター)で実施しています。

○意思疎通支援事業

手話通訳者の派遣を朝霞市社会福祉協議会、要約筆記者の派遣を埼玉聴覚障害者情報センターに委託しています。

○移動支援事業

屋外での移動に困難がある障害のある方について、日常生活上必要不可欠な外出や余暇活動など、社会参加の際の移動を支援します。

(通勤・通学・営業活動・通年かつ長期にわたる外出等を除きます。)

※利用にあたっては、介護保険や障害者総合支援法のサービスが優先となります。

<対 象 者>:市内に住民登録があり、次の用件のうちいずれかを満たす方

・身体障害者手帳の交付を受けている方

※障害者総合支援法の「同行援護」サービスを利用できる方を除く

・療育手帳の交付を受けている方(更生相談所、児童相談所で知的障害と判断された方は、療育手帳がなくても対象になります。)

・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

・医師により発達に障害があると診断された方

<利用方法>:①障害福祉課へ申請し、利用登録者証の交付を受けます。

※障害者手帳、又は医師の発達障害に係る診断書等を持参ください。

※申請の際、身体介護が必要かどうかの聞き取り調査を行います。

②市に登録している事業者を選び、契約締結後、その事業者からサービスを受けます。

<費 用>:原則、利用料の1割(所得に応じた上限額があり、市民税非課税世帯は無料)

※世帯及び利用者負担額の考え方は障害者総合支援法に準じます。

<利用時間>:1ヶ月128時間までを限度とします。

<窓 口>:障害福祉課

○日中一時支援事業

家族が一時的な休息のために介護ができない場合などに、障害のある方を、日中、一時的に預かり、日中活動の場を提供し、見守りや社会適応訓練などを行います。

※利用にあたっては、介護保険や障害者総合支援法のサービスが優先となります。

<対 象 者>:市内に住所があり、次の用件のうちいずれかを満たす方

・身体障害者手帳の交付を受けている方

・療育手帳の交付を受けている方(更生相談所、児童相談所で知的障害と判断された方は、療育手帳がなくても対象になります。)

・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

・医師により発達に障害があると診断された方

<利用方法>:①障害福祉課へ申請し、利用登録者証の交付を受けます。

※障害者手帳、又は医師の発達障害に係る診断書等を持参ください。

②市に登録している事業者を選び、契約締結後、その事業者からサービスを受けます。

<費 用>:原則、利用料の1割(所得に応じた上限額があり、市民税非課税世帯は無料)

※世帯及び利用者負担額の考え方は障害者総合支援法に準じます。

<利用日数>:1ヶ月10日間までを限度とします。

<窓 口>:障害福祉課

○日常生活用具の給付等

(3. 日常生活のサービス> ■補装具・日常生活用具■> 3. 日常生活用具の給付・貸与 参照)

○地域活動支援センター

地域活動支援センターとは、障害のある方等が通い、地域の実情に応じて創作活動や生産活動の機会を提供するなど、障害のある方等の地域生活支援の促進を図ることを目的とした施設です。市では、事業を行う施設として、「れすと」「ぱれっと」「レモンの木」の3か所を指定しています。

○朝霞市障害者緊急時短期入所事業

在宅の障害のある方が、介護者の事情等により緊急に短期入所が必要となった場合において、短期入所を受け入れます。

※利用にあたっては、障害者総合支援法の「短期入所」サービスの支給決定が必要となります。

<対 象 者> : 市内に居住している、療育手帳の交付を受けている方

※原則として18歳以上の方

<利用要件> : ・介護者の急病、事故等により、他に介護する者がいない場合

・葬祭等やむを得ない事情が介護者にでき、他に介護する者がいない場合

・介護者等による虐待により、居宅生活を継続すると、対象者の生命ないし身体に危険が生じるおそれがある場合

・住居のり災等不測の事態により、当面の間、居宅に戻れない事情がある場合

<利用方法> : ①事前登録

(1)障害福祉課へ申請し、事業の事前登録申請を行います。

(2)委託施設にて面談を行い、対象者の身体状況、障害の状況、医療行為の状況等必要な情報を確認します。

(3) (1)(2)の結果により、障害福祉課から登録の承認又は不承認の通知を行います。

②利用

(1)要件が発生したら、障害福祉課に短期入所申請を行います。

(2)障害福祉課にて内容審査を行い、申請者及び委託施設への連絡を行います。

(3)委託施設にて短期入所を受け入れます。

<費 用> : 原則、利用料の1割(所得に応じた上限額があります。市民税非課税世帯は無料で)

※障害者総合支援法の「短期入所」による利用となります。

※その他、食事等の実費がかかります(概ね1日あたり 1,000 円)

<委託施設> : グループホームつぐみ

住所: 溝沼7-10-7

電話: 048-213-0694

<窓 口> : 障害福祉課

5. 医療

1. 重度心身障害者(児)医療

重度心身障害者(児)が病院等で診療を受けた場合、各種保険制度による医療費の一部負担金を助成します。ただし、高額療養費・家族療養附加金等が支給される場合は、その金額を控除して助成します。なお、受給期間内の受診分であれば、領収書記載の領収日から5年間申請できます。

＜対象者＞：1. 身体障害者手帳 1～3級

2. 療育手帳 ④、A、B

3. 精神障害者保健福祉手帳 1級

4. 65歳未満で次のいずれかに該当する手帳等の交付を受けている方が、65歳以降後期高齢者医療制度の障害認定を受けた場合

①身体障害者手帳4級のうち、音声機能又は言語障害、
下肢機能障害(一部)をお持ちの方

②精神障害者保健福祉手帳2級をお持ちの方

③障害基礎年金1・2級の証書をお持ちの方

※平成27年1月1日以降に、新たに障害者手帳等の申請をした65歳以上の方は、手帳の等級に関わらず重度心身障害者医療の対象外になります。

※精神障害者保健福祉手帳1級に該当の方の精神病床の入院費は対象外です。

(65歳以上で後期高齢者医療保険に加入している方は、精神病床の入院費も対象になります。)

※自立支援医療(精神通院医療など)や他の公費負担医療制度が利用できる場合は、他の制度が優先となります。

★入院時食事療養標準負担額(入院時の食事代)および生活療養標準負担額(療養病床への入院時の食事代、居住費)は、住民税非課税世帯の方を対象に支給します。

★所得制限について

平成31年1月1日以降に、新規で重度心身障害者医療の資格登録申請をした方を対象に、所得制限が導入されていましたが、平成30年12月31日までに受給資格のある方も、令和4年10月から所得制限の対象となりました。

内容

前年の所得から、各種控除を引いた金額が所得制限基準額を超えた場合、その年の10月1日から翌年9月30日までの医療費については、医療費助成を行いません。

※所得は、重度心身障害者本人の所得です(未成年も同様に本人所得)。

所得の範囲

非課税所得を除くすべての所得。

(障害年金・遺族年金・公務扶助料・生活保護金品・福祉金品・通勤手当等の非課税所得については、所得の範囲に含まれません。)

控除できる額

雑損控除、医療費控除、社会保険料相当額※、小規模企業共済掛金控除、障害者控除、勤労学生控除、配偶者特別控除等。

※社会保険料相当額は一律80,000円

5. 医療

所得制限基準額

扶養親族の数	所得制限基準額	給与収入換算額
0人	3,604,000円	5,180,000円
1人	3,984,000円	5,656,000円
2人	4,364,000円	6,132,000円
3人	4,744,000円	6,604,000円
4人	5,124,000円	7,027,000円
5人	5,504,000円	7,449,000円
6人目以降	1人増すごとに、所得制限基準額に38万円を加算	

○扶養親族が同一生計配偶者(70歳以上)もしくは老人扶養親族の場合は、1人につき10万円をさらに加算。

○特定扶養親族(19歳以上23歳未満)または控除対象扶養親族(16歳以上19歳未満)の場合は、1人につき25万円をさらに加算。

★条件により、医療費の申請方法が異なりますのでご注意ください。

I. 現物給付による方法

＜対象者＞：後期高齢者医療以外の健康保険に加入している方が、埼玉県内の医療機関(接骨院等は朝霞市・志木市・和光市・新座市にある現物給付を実施する接骨院等)を受診し、1医療機関で1カ月間の医療費が21,000円未満のとき

医療機関の窓口で重度心身障害者医療費受給者証を提示してください。窓口払いがなくなります。(ただし、健康保険の対象にならない診療等を受けた分については、自己負担となります。)

II. 償還払いによる方法

＜対象者＞：後期高齢者医療保険に加入している方

- ・埼玉県以外の医療機関での受診
- ・現物給付を実施していない医療機関での受診
- ・1医療機関で1カ月間の医療費が21,000円以上のとき

医療機関の窓口で所定の負担金を支払い、毎月ごとにまとめて請求してください。月が変わってから15日(土・日曜日、祝日の場合は直後の平日)までに申請書を提出していただければ、翌月の15日(土・日曜日、祝日の場合は直前の平日)に受給者の登録口座へ振り込みます。

※医療費の申請は、市役所障害福祉課の他、朝霞台出張所・朝霞駅前出張所・内間木支所、または郵送でもできます。

(申請するときは、領収書の原本が必要となります)

限度額適用認定証について

あらかじめ、加入している健康保険に申請し交付を受けた「限度額適用認定証」を医療機関に提示することで、医療機関窓口での一部負担金が限度額までとなります。入院等で1カ月の医療費が高額になる場合は、ご申請ください。

申請する窓口は、朝霞市国民健康保険、後期高齢者医療保険に加入の方は保険年金課へ、それ以外の健康保険に加入している方は、加入している健康保険組合等へご申請ください。

＜窓口＞：保険年金課または各健康保険組合

5. 医療

2. 自立支援医療(更生医療)

身体障害者手帳を所持する18歳以上の方で、手術等により障害の程度を軽くしたり取り除いたり、障害の進行を防ぐことが可能な場合、医療の給付を行います。ただし、更生医療の指定医療機関に限られます。

＜対象者＞：肢体不自由、視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語・そしゃく機能及びヒト免疫ウィルスによる免疫機能に障害があり確実な治療効果が期待できる方。心臓、腎臓、肝臓、小腸機能障害のため、手術等を必要とする方。

＜費用＞：本人及び世帯の課税状況により自己負担(原則10%負担)があります。

＜条件＞：医療の給付については、埼玉県総合リハビリテーションセンターの判定を受ける必要があります。

＜窓口＞：障害福祉課

3. 自立支援医療(育成医療)

現在身体に障害があるか、又は現にある疾患に対する治療を行わないと将来一定の障害を残すと認められる18歳未満の方で、手術などの治療によりその症状が軽くなり、日常生活が容易にできるようになると認められる場合に、その治療に要する医療費の一部を負担する制度です。ただし、指定自立支援医療機関(育成医療)での治療に限られます。

＜対象者＞：次に掲げる全てに該当する方が対象となります。

- ・18歳未満であること。
 - ・保護者が朝霞市に居住していること。
 - ・現在身体に障害があるか、又は現にある疾患に対する治療を行わないと将来一定の障害を残すと認められること。
 - ・手術などの治療によって確実な治療効果が期待できること。
- ※ただし、「世帯」の市民税所得割額が23万 5 千円以上で、「重度かつ継続」に該当しない場合は、対象となりません。

＜費用＞：保険診療の1割を自己負担。ただし、「世帯」の市民税額等に応じて、月額負担上限額が設けられます。

＜窓口＞：障害福祉課

4. 自立支援医療(精神通院医療)

精神疾患の治療を受けるときに、通院医療費の自己負担分を10%に軽減する制度です。院外処方箋薬局、精神科デイケア、訪問看護ステーションも対象になります。有効期間は約1年間で、引き続き医療等を継続する場合には、更新の手続が必要です。

申請に必要なもの(申請書・意見書・同意書の用紙は障害福祉課にあります。)

○自立支援医療費(精神通院)支給認定申請書○意見書(自立支援医療 精神通院用)

○保険証の写し ○マイナンバーが分かる書類

○所得状況を確認できるもの *朝霞市で課税状況が分かる場合は「同意書」

＜窓口＞：障害福祉課

5. 精神障害者通院医療費助成事業

自立支援医療(精神通院医療)を利用した際の、一部自己負担金(医療費等の10%)を助成する制度です。所得区分が住民税非課税世帯の方が対象となります。

申請に必要なもの(申請書の用紙は障害福祉課及び支所・出張所にあります。)

○精神障害者通院医療費支給申請書

○医療機関等(薬局含む)から発行された領収書(原本)

○自己負担上限額管理票(領収書と同月のページが必要です。)

○(初回のみ)通帳又はキャッシュカード(コピー可)。

※医療費の申請は、障害福祉課、朝霞台出張所・朝霞駅前出張所・内間木支所、または郵送でもできます。

＜問い合わせ＞：障害福祉課

5. 医療

6. 指定難病・特定疾患等医療給付制度

埼玉県が指定した特定の病気にかかり、治療を受けている人に対し、医療費を給付します。

<問い合わせ>:朝霞保健所 電話:461-0468 FAX:461-0133

7. 難病患者見舞金

市では、埼玉県が指定した対象疾患により、県から医療受給者証の交付を受けている方に対し、申請により見舞金を支給します。

申請に必要なもの

○朝霞市難病患者見舞金受給資格認定及び継続申請書

○指定難病医療受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証、指定疾患医療受給者証、特定疾患医療受給者証、
県単独指定難病医療受給者証のいずれか

○振込先金融機関の預金通帳

<金額>:年額2万円

<窓口>:障害福祉課

8. 県立施設障害者歯科診療所

障害のある方又はその家族が歯科診療所で受診し、その歯科医が障害者専門の歯科診療所の紹介を必要と判断した場合、県立施設障害者歯科診療所で診療を受けることができます。

<問い合わせ>:県立施設障害者歯科診療所 あさか向陽園(朝霞市青葉台1-10-60)

<電話>:466-1434(歯科直通)

■行動範囲の拡大■

1. リフト付きバスの提供

＜内 容＞：障害者(児)団体等が更生訓練、研修等を行う場合、
“おおぞら5世号”＝車いす用リフト付き大型バス定員 40 名
(一般座席 29 名、補助席 7 名、車いす固定席 2 名、車いす格納装置2台分)
を提供します。

＜費 用＞：無料

＜問い合わせ＞：埼玉県福祉部障害者福祉推進課 障害者スポーツ担当

＜電 話＞：048-830-3303 <FAX>：048-830-4789

2. 自動車運転適性相談

＜内 容＞：心身等に障害のある方が自動車の免許を取得する場合、事前に下記場所で運転適性等の検査・相談を受けてください。

＜費 用＞：無料(写真 2 枚と身体障害者手帳所持者は手帳が必要)

＜相 談 日＞：月曜日から金曜日(祝・休日を除く)・毎月第 3 日曜日

時間は午前 10 時～11 時 30 分、午後 2 時～4 時まで

毎月第 3 日曜日は午前8時30分～11時30分、午後1時～4時まで

＜問い合わせ＞：埼玉県警察本部運転免許センター1 階 運転免許試験課適性相談室

＜所 在 地＞：鴻巣市鴻巣405-4

＜電 話＞：048-543-2001(内線316)

＜F A X＞：048-543-7727

3. 運転免許取得費の補助

障害のある方に対し、自動車運転免許の取得に要する費用の一部を補助します。

＜対象者＞：障害者手帳を所持している方で、道路交通法に定める運転免許試験の受験資格を有し、運転免許を取得することにより、自立更生が見込まれる方。

＜窓 口＞：障害福祉課

4. 自動車改造費の補助

障害のある方が通院・買い物などの日常生活に使用するために自動車を取得し、その自動車の操行装置等の改造を要する場合、改造費用の一部を補助します。

＜対象者＞：障害者手帳所持者。なお、所得により補助を受けられない場合があります。

＜窓 口＞：障害福祉課

5. 駐車禁止除外

○身体障害者手帳の交付を受けており、別表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる障害の級別に該当する障害を有し、歩行が困難と認められる方

○療育手帳の交付を受けており、重度の障害を有する方

○精神障害者保健福祉手帳の交付を受けており、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に定める1級の障害を有する方



＜内 容＞：標章を掲出している場合は、駐車禁止区域内（法定禁止区域内を除く）でも、他の交通の妨害にならなければ駐車できます。ただし、現場の警察官の指示に従っていただく場合もあります。

別 表	障害の区分		障害の等級
身体障害者手帳	視覚障害		1 級から 3 級及び 4 級の 1
	聴覚障害		2 級及び 3 級
	平衡機能障害		3 級
	上肢不自由		1 級及び 2 級
	下肢不自由		1 級から 4 級
	体幹不自由		1 級から 3 級
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1 級及び 2 級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く）
		移動機能	1 級から 4 級
	心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸機能障害		1 級及び 3 級
戦傷病者手帳	上肢・下肢機能障害、心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸機能障害・肝臓機能		特別項症から第 3 項症まで
	視覚・聴覚・平衡・体幹機能障害		特別項症から第 4 項症まで

＜問い合わせ＞：朝霞警察署 電話：465－0110

6. いろいろな障害者のマーク

《身体障害者標識・聴覚障害者標識》

肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。

聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです。マーク表示については、義務となっています。

〈問い合わせ〉：朝霞警察署 電話：465-0110



《障害者のための国際シンボルマーク》

このマークは、障害のある方が利用できる建築物、施設であることを明確に示す全世界共通のシンボルマークです。障害のある方が住みよい街づくりに寄与することをねらいとしています。

*なお、建築物にマークを設置する際は、国(ハートビル法)や自治体(まちづくり条例)などの設置基準に基づき使用することを推奨しています。



《盲人のための国際シンボルマーク》

世界盲人会連合で、1984年に制定された盲人のための世界共通のマークです。視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物や設備等に付けられています。



《聴覚障害者を表示する国際シンボルマーク》

このマークは、世界ろう連盟(Wfd)が定めた世界共通の国際的なシンボルマークです。1980年に一般に紹介されてからは、いくつかの国で定期刊行物やポスターに使用されています。

また、ろう者が通訳その他のサービスを受けられる場所でも使用されています。



《耳マーク》

聞こえが不自由なことを表す、国内で使用されているマークです。聴覚障害者は見た目には分からないために、誤解されたり、不利益をこうむったり、社会生活上で不安が少なくありません。このマークを提示された場合、相手が「聞こえない」ことを理解し、コミュニケーションの方法への配慮について御協力をお願いいたします



《オストメイトマーク》

人工肛門・人工膀胱を造設している人(オストメイト)のための設備があることを表しています。オストメイト対応のトイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。このマークを見かけた場合、そのトイレがオストメイトに配慮されたトイレであることについて、御理解、御協力をお願いいたします。



《「白杖SOSシグナル」普及啓発シンボルマーク》

白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障害のある方を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。

白杖によるSOSのシグナルを見かけたら、進んで声をかけ、困っていることなどを聞き、サポートをしてください。

※駅のホームや路上などで視覚に障害のある方が危険に遭遇しそうな場合は、白杖によりSOSのシグナルを示していなくても、声をかけてサポートをしてください。



《ハート・プラスマーク》 ※障害福祉課で配布しています。

「身体内部に障害がある方」を表しています。身体内部(心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能)に障害がある方は外見からは分かりにくいので、様々な誤解を受けることがあります。内部障害の方の中には、電車などの優先席に座りたい、近辺での携帯電話使用を控えてほしい、障害者用の駐車スペースに停めたい、ということを希望していることがあります。

このマークを着用されている方を見かけた場合には、内部障害への配慮について御理解、御協力をお願いいたします。



《ヘルプマーク》 ※障害福祉課で配布しています。

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです(JIS 規格)。

ヘルプマークを身に着けた方を見かけた場合は、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いします。



7. 福祉タクシー利用券の交付、バス鉄道共通 IC カードの補助、自動車燃料費の補助

重度障害のある方の生活圏の拡大と社会参加の促進を図るため、福祉タクシー券の交付、バス鉄道共通 IC カード又は自動車燃料費の補助を行います。

<対象者>:身体障害者手帳 1 級、2 級、下肢 3 級の所持者

療育手帳㊤、A、B の所持者

精神障害者保健福祉手帳 1 級、2 級の所持者

<窓 口>:障害福祉課

■社会活動の助長・援助■

1. 車いすの貸し出し

車いすが一時的に必要な場合、お貸しします。期間は原則として 2 週間以内です。

なお、朝霞市社会福祉協議会・長寿はつらつ課でも車いすの貸し出しをしています。

<窓 口>:障害福祉課

2. 手話通訳者・要約筆記者・盲ろう者向け通訳・介助員の派遣

<対象者>:聴覚に障害のある方

<内 容>:各種の手続や相談等がスムーズに行われるように手話通訳者・要約筆記者・盲ろう者向け通訳・介助員を派遣します。

急な病気や不慮の事故などの緊急事態が生じた場合にも手話通訳者の派遣ができます。

<問い合わせ>

○手話通訳者の派遣

朝霞市社会福祉協議会 手話通訳者等派遣事務所

所在地:朝霞市浜崎51-1 朝霞市総合福祉センター内

電 話:486-2479 FAX:486-2473

○要約筆記者の派遣

埼玉聴覚障害者情報センター

所在地:さいたま市浦和区北浦和5-6-5 浦和合同庁舎別館 2 階

電 話:048-814-3353 FAX:048-814-3354

○盲ろう者向け通訳・介助員の派遣

埼玉県盲ろう者向け通訳・介助員派遣事務所

所在地:さいたま市浦和区大原3-10-1 埼玉県障害者交流センター内

電 話/FAX:048-823-7080

メールアドレス:haken.saitama-db@r9.dion.ne.jp

3. ヒアリンググループ貸出

<対 象 者>:聴覚に障害のある方

<内 容>:補聴器をご使用の方々が参加する各種講演会、会議等に対し、「ヒアリンググループ」の貸し出しを行っています。

「ヒアリンググループ」(磁気ループ)とは

補聴器を補助する放送設備で、磁界を発生させるループアンテナを床に輪のように這わせ音声磁場を作るものです。通常、補聴器は音を全体的に大きくする機材のため、周囲の雑音により音声の聞き取りにくい場合がありますが、ヒアリンググループによりもたらされる磁気を受信し、音声信号に変えることで、雑音の少ないクリアな音声を聴くことができます。

<問い合わせ>:朝霞市総合福祉センター内朝霞市社会協議会 総務課 施設管理係

<所 在 地>:朝霞市浜崎51-1 朝霞市総合福祉センター内

<電 話>:486-2475 FAX:486-2480

4. FAX119・NET119

聴覚や音声・言語機能に障害のある方が緊急時に119番を利用したいといった場合にFAXや携帯電話・スマートフォンを利用して埼玉県南西部消防本部へ連絡を取ることができます。

FAX119:緊急時ファックスを送付する場合、「119」をダイヤルするだけで、通報することができます。

119番通報用の用紙「緊急通報カード」は、市役所障害福祉課、消防本部指令統括課にご請求ください。

NET119:スマートフォンや携帯電話のウェブ(インターネット)機能を使用し、簡単な画面操作で119番通報を行うシステムです。通報と同時に、携帯電話にあるGPS(衛星利用測位システム)の位置情報を利用し、外出先でも通報者の居場所が把握しやすくなります。また、チャット形式で消防指令センターと文字による対話が可能となり、消防車や救急車の迅速な出動につながります。

<問い合わせ>:埼玉県南西部消防局 指令統括課(朝霞消防署2階)

TEL:048-460-0123

FAX:048-460-0125

★申込URL

<http://www.kennanseibu119.jp>

QRコード認証機能がついた携帯電話をお持ちの方はこちらをご利用ください。



5. 郵便による不在者投票

有権者で、身体に重度の障害がある方、戦傷病の方は郵便により不在者投票ができる制度です。登録等の手続きがありますので、詳しくは選挙管理委員会までお問い合わせください。

<問い合わせ>:選挙管理委員会事務局

<電 話>:463-2444

6. 社会参加

6. スポーツ大会

障害のある方がスポーツを通じて、健康の増進、機能の回復をめざすとともに、お互いの交流を深めるため毎年各種のスポーツ大会が行われます。

○埼玉県障害者スポーツ大会(彩の国ふれあいピック)

○朝霞市ふれあいスポーツ大会

※毎年9月下旬に朝霞市総合体育館アリーナにて開催

7. 障害者レクリエーション事業補助金

市内の障害のある方を対象としたイベントを行う障害者団体、障害福祉事業所等に対し補助金を交付します(令和4年度から「スポーツ・レクリエーションの集い」の開催形態を変更したものです)。

<窓口>:障害福祉課

8. 身体障害者補助犬

身体障害のある方の自立及び社会参加の促進を目指して「身体障害者補助犬法」及び「身体障害者補助犬の育成及びこれを使用する身体障害のある方の施設等の円滑化のための障害者基本法等の一部を改正する法律」の施行により、国、地方公共団体及び公共法人の施設並びに公共機関を身体障害のある方が利用する場合に、補助犬の同伴を拒んではならないこととなります。

また、デパート・スーパー・ホテル・飲食店など、不特定多数の方が利用する施設でも補助犬の同伴が可能となります。

これによって、障害のある方たちの自立や社会参加の機会が増えることになります。

※身体障害者補助犬(補助犬)同伴の啓発のためのマークです。

補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。

公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、

レストランなどの民間施設でも補助犬が同伴できます。



9. 市内循環バス特別乗車証(わくわく号)

市内循環バス(わくわく号)の運賃を市内在住の障害者手帳をお持ちの方について無料としています。

この制度を利用するためには、市役所の窓口で市内循環バスの特別乗車証の発行を受ける必要があります。手帳に「要介護」と記載のある場合、障害のある方の補助のために同行する方(1名のみ)は同じ割引を受けることができます。

<問い合わせ>:○特別乗車証の交付について(障害福祉課)

電 話:463-1598(直通)

FAX:463-1025

○運行管理について(まちづくり推進課交通政策係)

電 話:463-1514(直通)

FAX:463-9490

10. 「広報あさか音声 CD(デージー形式)」の郵送

市内の視覚障害のある方に、無料で郵送しています。

※声の広報あさかとして、市ホームページでも聞くことができます。

<問い合わせ>:シティ・プロモーション課

<電 話>:463-3059



市ホームページ

3. 児童扶養手当

＜対 象 者＞：この手当は、離婚、死別等で父または母と生計を同じくしていない児童の世帯に手当を支給するものですが、父または母が重度障害をお持ちの方である場合、児童を養育している父または母、または児童を養育している方にも支給されます。なお、所得の状況や公的年金（老齢福祉年金を除きます。）の受給状況により、支給できない場合があります。

＜窓 口＞：こども未来課

4. 障害基礎年金

＜対 象 者＞： 障害の原因となった病気やけがの初診日が、20 歳前、国民年金加入中、または国民年金被保険者であった方で日本国内に住所を有し、60 歳以上 65 歳未満の期間中にあるときで、障害の程度が障害認定日（初診日から 1 年 6 ヶ月を経過した日、または初診から 1 年 6 ヶ月以内に症状が固定した日）において、国民年金法に定める 1 級・2 級に該当する障害の状態にある方は受けることができます。

また、障害認定日においては障害の程度が軽く、障害基礎年金に該当しない場合でも、その後、障害が重くなり 65 歳に達する前に国民年金法に定める 1 級 2 級の障害の程度に該当した場合は、65 歳に達する日の前日までに請求すれば受けることができます。

ただし、初診日前において、保険料を 3 分の 2 以上納めていることが必要です。（免除・猶予期間を含みます。また、初診日が令和 8 年 3 月までにあるときは、初診日前々月までの直近 1 年間に保険料の未納期間がなければよいことになっています）

20 歳前に国民年金法に定める 1 級・2 級に該当する障害の状態にある方は、20 歳になると請求することができます。ただし、本人の前年所得によっては全額、または半額が支給停止となることがあります。

＜金額＞：1 級の方 年額 993,750 円（68 歳以上の方は 990,750 円）

2 級の方 年額 795,000 円（68 歳以上の方は 792,600 円）

＜問い合わせ＞：保険年金課 国民年金係

＜電 話＞：463-0284 FAX:468-2916

5. 心身障害者扶養共済制度

＜制度の概要＞： この制度は、心身障害者を扶養している保護者の方々の相互扶助の精神に基づいた、任意加入の制度です。加入者（保護者）が生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、加入者が死亡又は重度障害となったときは、心身障害者に終身一定額の年金を支給します。

なお、この制度は都道府県、政令指定都市が条例に基づいて実施している全国的な制度です。

＜問い合わせ＞：障害福祉課または埼玉県 障害者福祉推進課 電話：048-830-3315

6. 労働者災害補償保険の給付

労働者災害補償保険は、就労中及び通勤中の負傷、疾病障害に対し、療養（補償）給付、障害（補償）給付などの各種保険給付や義肢、車いすなどの補装具の支給を行います。

＜問い合わせ＞：さいたま労働基準監督署

＜所 在 地＞：さいたま市中央区新都心 11-2 ランド・アクシス・タワー 14 階

＜電 話＞：048-600-4802

＜F A X＞：048-600-4805

7. 在宅重度心身障害者手当

在宅の重度心身障害者(児)の経済的、精神的負担の軽減を計るため手当を支給します。ただし、本人が住民税課税の場合は支給停止となります(毎年8月に所得の確認を行います)。また、特別障害者手当、障害児福祉手当(超重症心身障害児の方は除く)、経過的措置による福祉手当を受けている方や特定の施設(障害者支援施設(障害福祉サービス「生活介護」利用者)、障害福祉サービス「療養介護」施設、児童福祉施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム)に入所している方は対象外になります。

<対象者>:身体障害者手帳 1・2級の所持者

療育手帳 ㊤、A、B の所持者

精神障害者保健福祉手帳 1・2級の所持者

※令和4年10月1日以降は既受給者を除き、65歳以上の方は支給対象外となりました。

<金額>:月額5,000円

<支給月>:9月、3月(対象金額×対象月数を支給)

<窓口>:障害福祉課

8. 障害者就職支度金

就労等により自立しようとする障害者に対し、就職支度金を支給する。

<対象者>: 就労移行支援、又は就労継続支援を受けている方、指定旧法施設支援を受けている障害者のうち更生訓練を終了した方、障害者支援施設に入所して更生訓練を終了した方であって就職(労働時間が週20時間以上で6ヶ月以上継続して雇用される見込みがあるもの)又は自営により施設を退所することになった方。

<窓口>:障害福祉課

9. 更生訓練費等支給費

就労移行支援または自立訓練を利用している障害者に対し、社会復帰の促進を図ることを目的として、更生訓練費を支給します。

<対象者>:就労移行支援または自立訓練を利用している方等で、利用者負担額の生じない方。

<窓口>:障害福祉課

■税の控除・非課税・減免■

1. 所得税・住民税・事業税・贈与税・相続税・利子等

種類	内 容	対 象 者		問い合わせ
所得税	本人又は配偶者、扶養親族が障害者の場合、課税対象額から一定額が控除されます。	特別障害者控除 ○身体1・2級 ○知的㉠・A ○精神1級	障害者控除 ○身体3～6級 ○知的 B・C ○精神2・3級	朝霞税務署 給与から所得税を源泉徴収されている場合は勤務先の給与係
住民税	本人又は同一生計配偶者や扶養親族が障害者の場合、所得金額から一定額が控除されます。 ※前年の12月31日の現況で判断します。	特別障害者控除 ○身体1・2級 ○知的㉠・A ○精神1級	障害者控除 ○身体3～6級 ○知的 B・C ○精神2・3級	市役所課税課 市民税係
事業税	視力障害の方が行うあんま、マッサージ、はり、きゅう等の医業に類する事業	両眼の視力0.06以下		朝霞県税事務所
贈与税	障害者への贈与は、一定額まで非課税となります。	1・2級の身体障害者 ㉠・Aの知的障害者 1級の精神障害者		朝霞税務署
相続税	障害者が相続により財産を取得した場合、相続税から一定額が控除されます。	特別障害者 ○身体1・2級 ○知的㉠・A ○精神1級	その他の障害者 ○身体3～6級 ○知的 B・C ○精神2・3級	朝霞税務署
利子等の非課税	元利合計一定額まで預貯金の利子等にかかる所得税・県民税利子割が非課税になります。	障害者手帳を所持している方		朝霞税務署

※65歳以上で、要支援2および要介護1～5の認定を受けている方で、一定の要件を満たした場合、障害者や特別障害者の認定を受けると、障害者控除の対象となります。

<認定窓口>:長寿はつらつ課 介護認定係

2. 自動車税の減免

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は戦傷病者手帳をお持ちで、かつ、障害の程度が一定以上の方が日常生活を送るために使用される軽自動車等(※)については、減免制度があります。

減免は、障害のある方1人に対して1台です。(自動車税(種別割)の減免を受ける場合は、軽自動車税(種別割)の減免を受けることはできません。)

減免を受けようとする方は、軽自動車税(種別割)減免申請書に必要書類を添えて、納期限(5月末日)までに窓口へ提出してください。なお、申請は毎年度必要となりますのでご注意ください。

※軽自動車等とは、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を指します。

<窓 口>:課税課 庶務係(463-2851)

<申請書類>:軽自動車税(種別割)減免申請書、障害者手帳、自動車検査証(写し)、
軽自動車税(種別割)納税通知書兼領収証書(毎年5月上旬発送)、
該当車両を運転する方の運転免許証(写し)、
納税義務者(申請者)の個人番号(マイナンバー)及び身元確認ができる書類
(※納税義務者と減免対象者の住所が同一でない場合は、源泉徴収票や健康保険等の扶養が確認
できる書類(写し)が必要です。)

自動車税(環境性能割・種別割)及び軽自動車税(環境性能割)の減免については、埼玉県にお問い合わせください。

<窓 口>:埼玉県自動車税事務所

住所:さいたま市大宮区下町3-8-3

電話:0570-012-229

朝霞県税事務所

住所:朝霞市三原1-3-1

電話:463-1671

■公共料金等の割引■

(※適用条件等の詳細や最新情報は各運営事業者にお問い合わせください。)

1. JR・各種鉄道運賃の割引

身体障害のある方及び知的障害のある方は、JR・各種鉄道線運賃の割引が適用となります。

○対象者・内容

区 分	割引対象乗車券の種類	割引率	取 扱 区 間
第1種障害者とその介護者	普通乗車券 回数乗車券 普通急行券	5割	全 線
第1種、第2種障害者が 単独で利用する場合	普通乗車券	5割	JR・連絡会社線および行 路の片道の営業キロが 100km を超えるもの
第1種障害者とその介護者 12 歳未満の障害者とその介護者	定期乗車券 (小児定期乗車券を除く)	5割	全 線

(注1)小児定期乗車券は割引されません。グリーン料金・特急料金は除かれます。

(注2)障害者と介護者のご利用になる場合は、同一区間の乗車券類をお買い求める必要です。

私鉄(東武東上線等)についても、同様の割引を行っておりますが、営業距離との関係で、
その取扱いが若干異なる部分があります。詳しくは直接鉄道会社へお問い合わせください。

<窓 口>:各鉄道会社窓口・駅係員

○手続の方法

手帳の提示のみで、割引が受けられます。なお、大人で第1種の手帳をお持ちの方が、介護者とともに乗車する場合には、利用をする乗車距離100km まで、自動券売機で小児乗車券を購入し、乗車できます。(有人改札口を利用のこと)

2. バス運賃の割引

○対象者・内容

対 象 者	割引の種類	割引率	取 扱 区 間
身体障害者 知的障害者 精神障害者	普通乗車券	5割	首都圏で運行する主なバス ※バス会社や区間によって取扱いが異なる場合があります。
	定 期 券	3割	

○利用方法

- ・乗車の際は、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を提示し、料金を払ってください。
- ・身体障害者手帳(第1種)または、療育手帳を所持している方の場合、介護者も割引になります。
- ・取扱いは各バス会社によって異なるため、詳細は直接バス会社へお問い合わせください。

3. 障害者用 Suica・PASMO

令和5年3月18日から障害者手帳を提示しなくても割引運賃が適用される「Suica」・「PASMO」をご利用いただくことができます。

○対象者

第1種身体障害者または第1種知的障害者の大人と、障害者本人を介護する任意の1人

○購入方法

障害者手帳を発売窓口に掲示することにより購入できます

詳しくは各鉄道会社へお問い合わせください。

<窓 口>:各鉄道会社

4. 航空運賃の割引

○航空券の購入方法

12歳以上の身体障害のある方、知的障害のある方又は精神障害のある方で、介護者を伴い又は単独で旅行する場合、旅客運賃が割引されます。

○対象者

12歳以上の身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳所持者

○割引内容

本人及び介護人(1名)片道運賃25%割引(定期航空路線の国内線全区間)

*「第2種」と記載されている方は、本人のみの割引です。

○購入方法

障害者手帳を航空券販売窓口に掲示することにより購入できます。

詳しくは各航空会社へお問い合わせください。

<窓 口>:各航空会社

5. 有料道路通行料金の割引

○対象者

①全ての身体障害のある方が自ら運転する場合

②第1種身体障害者、第1種知的障害者を乗せて、介護者が運転する場合

○手続の方法

①適用を受ける方は、申請書を提出のうえ、障害福祉課で身体障害者手帳、又は療育手帳に割引対象者である旨の証明を受けてください。

②持参するもの:身体障害者手帳又は、療育手帳、運転免許証、自動車検査証

ETCの場合:ETCカード

(20歳以上は障害者本人名義に限ります)

ETC車載器の車載器管理番号が確認できる書類

※更新申請、変更申請も当初申請と同様に行います。

③その他

営業用の自動車は適用範囲から除かれます。また、車体の形状により、割引が受けられない場合もあります。

④利用方法

・ETC無線通行の場合は、事前に登録されたETCカードを登録されたETC車載器に挿入してETCレーンを無線通行してください。

・一般レーンで料金を支払う場合は、身体障害者手帳又は療育手帳を提示して、割引の証明の確認を受けてください。(割引率50%)

<窓 口>:障害福祉課(郵送による手続きも可能です)

<問い合わせ先>:有料道路ETC登録係 045-477-1233(TEL)

045-474-1110(FAX)

6. タクシー運賃の割引

<対 象 者>:身体障害者手帳、療育手帳所持者

<割引内容>:運賃の10%

<手続方法>:各手帳を提示することにより割引が受けられます。

<窓 口>:各タクシー事業者

※精神障害者保健福祉手帳所持者については、事業者によって取り扱いが異なりますので乗車前にご確認ください。

7. NHK 放送受信料の免除

NHK放送受信料の免除基準内容 ※世帯対象

	対象	適用条件
全額免除	身体障害者	身体障害者手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯員全員が市民税非課税の場合
	知的障害者	療育手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯全員が市民税非課税の場合 (児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター又は精神保健指定医により知的障害者と判定された方も含む)
	精神障害者	精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯員全員が市民税非課税の場合
	社会福祉事業施設入所者	社会福祉法に定める社会福祉事業を行う施設に入所している場合
半額免除	視覚・聴覚障害者	視覚障害または聴覚障害により、身体障害者手帳をお持ちの方が、世帯主で受信契約者の場合
	重度の身体障害者	身体障害者手帳をお持ちで、障害等級が重度(1級または2級)の方が、世帯主で受信契約者の場合
	重度の知的障害者	療育手帳をお持ちで、障害等級が重度(㊤またはA)の方が、世帯主で受信契約者の場合 (児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター又は精神保健指定医により重度の知的障害者と判定された方も含む)
	重度の精神障害者	精神障害者保健福祉手帳をお持ちで、障害等級が重度(1級)の方が、世帯主で受信契約者の場合

<問い合わせ>

免除の手続に関する事 …障害福祉課

契約や受信料に関する事…NHK視聴者コールセンター

契約の申し込みや転居の連絡 0120-151-515

受信料について 0570-077-077

8. 郵便料金の減免

(1) 聴覚障がい者用ゆうパック・点字ゆうパック

聴覚障がい者用ビデオテープを内容とし、聴覚障がい者と郵便局が指定する施設との間で利用されるゆうパックと、点字図書などを内容とするゆうパックを、安い運賃でご利用できます。

サイズ	60 サイズ	80 サイズ	100 サイズ	120 サイズ	140 サイズ	160 サイズ	170 サイズ
運賃額	100 円	210 円	320 円	420 円	520 円	630 円	730 円

※重量は一律 30kg までです。

(2) 心身障がい者用ゆうメール

郵便局に届け出た図書館と障がいのある方との間で図書閲覧のために利用されるゆうメールを、安い運賃でご利用できます。

重 量	150g 以内	250g 以内	500g 以内	1kg 以内	2kg 以内	3kg 以内
運賃額	92 円	110 円	150 円	180 円	230 円	310 円

(3) 第三種郵便物(心身障がい者団体用郵便物)

心身障がい者を主たる構成員とする団体が心身障がい者の福祉を図ることを目的として発行する定期刊行物を安い運賃でご利用できます。

① 毎月3回以上発行する新聞紙	50g 以内 8 円 (さらに 50g ごとに 3 円増し、上限 1kg 以内)
② ①に掲げる以外のもの	50g 以内 15 円 (さらに 50g ごとに 5 円増し、上限 1kg 以内)

(4) 第四種郵便物(点字郵便物・特定録音物等郵便物)

次の郵便物で開封のものは第四種郵便物とし、3kg 以内であれば、無料でご利用できます。

① 盲人用点字のみを掲げたものを内容とする郵便物

② 盲人の方のための郵便物または録音物で、所定の様式により点字図書館・点字出版施設等盲人の福祉を増進することを目的とする施設から差し出し、またはこれらの施設宛てに差し出されたもの

(1)～(4)についてお問い合わせ先

<問い合わせ>: 朝霞郵便局(日本郵便株式会社)

<電 話>: 0570-943-071

<F A X>: 048-464-7288

9. NTT番号案内

(1)ふれあい案内(無料番号案内)

<対 象 者>:身体障害者手帳又は療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちで、次のいずれかの障害のある方。

<内 容>:104番を利用する際、あらかじめ登録した電話番号と暗証番号を申し出ることにより無料となります。

区分	障害者等級表による級別
視覚障害者	1～6級
肢体不自由 (上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害)	1・2級
聴覚障害	2、3、4、6級
療育手帳	全員
精神障害	全員

<問い合わせ>:NTT各営業所

申し込み問い合わせ先:0120-104-174

(2)NTTファクス104

<対 象 者>:耳や言葉の不自由な方

<内 容>:電話番号のお問い合わせをファクスでお受けするサービスになります。

<F A X>:0120-000104

<問い合わせ>:NTTファクスに関するお問い合わせ先

TEL:0120-104140

10. 携帯電話基本使用料等の割引

<対 象 者>:身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方。

割引対象サービス、割引内容等、詳しくは各携帯電話会社へお問い合わせください。

<窓 口>:各携帯電話会社

11. 市内施設等の割引

★わくわくど～む(健康増進センター)……使用料無料

<対 象 者>:身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者

(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している方の介助者は
1名のみ無料)

<電 話>:472-6000

★自転車駐車場……自転車駐車場使用料の免除

<対 象 者>:身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者

<問い合わせ>:まちづくり推進課

<電 話>:463-1514 <FAX>:463-9490

メールアドレス:mati_zukuri@city.asaka.lg.jp

■各種資金の貸付■

1. 朝霞市福祉資金

医療費、葬祭費、転居費、住居設定費その他の臨時の出費により、一時的に生活に困窮される世帯に対し、貸付を行います。市役所の窓口にて相談・申請を行い、審査のうえで貸付の可否を決定します。貸付を希望される方は朝霞市役所福祉相談課までご相談ください。

＜対 象 者＞：・市内の住民基本台帳に登録されていて、引き続き1年以上居住しており、かつ、世帯の生計維持者である方

・生活保護受給世帯でない方

＜貸付限度額＞：・住宅の賃貸借契約を結ぶための敷金、礼金などに必要な場合、1世帯につき40万円

・医療費、葬祭費その他の臨時の出費により生活に困窮する場合、1世帯につき20万円

＜窓 口＞：福祉相談課

＜電 話＞：463-1594

メールアドレス：fukusi@city.asaka.lg.jp

2. 生活福祉資金

収入が少なく、必要な資金の融通を他から受けることが困難な世帯に対し、貸付を行います。

貸付額、貸付要件等は各資金によって異なりますので、社会福祉協議会までお問い合わせください。

＜対 象 者＞：市内に居住している障害のある方又は障害のある方を扶養している世帯で、貸付と相談支援を行うことで、安定した生活を送れることが見込まれる方。

＜窓 口＞：朝霞市社会福祉協議会

8. 施設

1. 障害のある児童のための施設

★は児童福祉法に基づく障害児通所支援のサービスです

『通所支援』

(1) 児童発達支援センター ★

知的障害児や強度の難聴の幼児、肢体不自由児を対象とし、家庭から通所により、指導・訓練を行い、知的障害児であれば発達に必要な援助を、肢体不自由児であれば、機能回復訓練を行うことを目的としています。また、施設の有する専門機能を活かし、地域の障害児やその家族への相談、障害児を預かる施設への援助・助言を合わせて行うなど、地域の中核的な療育支援施設です。

近隣施設	所在地	電話番号
元気キッズチルズ	朝霞市大字浜崎79-1	048-260-6312
みつばすみれ学園	志木市下宗岡1-23-1	048-471-3115

(2) 医療型児童発達支援センター ★

内容は上記と同様ですが、さらに医療を提供している施設です。

近隣施設	所在地	電話番号
総合療育センターひまわり学園	さいたま市西区三橋6-1587	048-622-1211
療育センターさくら草	さいたま市桜区田島2-16-2	048-710-5811

(3) 児童発達支援 ★

地域の障害のある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設です。

近隣施設	所在地	電話番号
みつばすみれ学園	志木市下宗岡1-23-1	471-3115
ひかりぎスタジオ朝霞	朝霞市本町2-4-25 T-BLD 朝霞3階	485-1207
児童発達支援・放課後等デイサービス事業所 Pal	朝霞市本町1-38-38	424-8504
ひかりぎスクール朝霞	朝霞市本町2-6-4 前田ビル2F	486-9387
アートチャイルドケアSEDスクール朝霞台	朝霞市浜崎1-3-10 AX-1ビル201号室	423-0132
児童発達支援元気キッズ朝霞教室	朝霞市岡1-15-2	452-6007
ABA児童発達支援・放課後等デイ療育 バーあーぷ朝霞台	朝霞市東弁財3-17-16 ロイヤルコーポ渡辺110号室	485-8211
Pal 膝折教室	朝霞市膝折町1-10-8	424-8875
ひかりぎ朝霞台	朝霞市西原2-12-6-2F	473-2070
児童発達支援元気キッズPSC	朝霞市根岸台5-3-52	451-5055
コベルプラス朝霞台教室	朝霞市浜崎1-3-19 ソルティア朝霞台1階	487-9205
Friends 朝霞	朝霞市溝沼7-4-55	475-9595
アートチャイルドケアSEDスクール朝霞駅前	朝霞市青葉台1-3-2 青葉台メディカルプラザG区画	424-2592
あすてらす朝霞	朝霞市根岸台6-8-20 甲斐ヴィレッジ	423-2784
Pal αあさか台	朝霞市西弁財2-5-12	485-8877
ハビー朝霞台教室	朝霞市浜崎1-3-6 ル・クール3階301号	487-7612
こばんはうすさくら 志木教室	朝霞市三原3-33-40 WJ・A-10ビル201	260-6215
児童発達支援センター元気キッズチルズ	朝霞市大字浜崎79-1	260-6312
てらびあぼけっと 朝霞駅前教室	朝霞市本町2-5-33 協和商事第一ビル2階	458-3093

8. 施設

(4) 居宅訪問型児童発達支援

外出が著しく困難な重度の心身障害児の方の居宅を訪問し、自宅内で児童発達支援を行う施設です。

近隣施設	所在地	電話番号
元気キッズ朝霞教室	岡1-15-2	452-6007

(5) 保育所等訪問支援

保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を行います。

近隣施設	所在地	電話番号
児童発達支援・放課後等デイサービス事業所 P a l	朝霞市本町1-38-38	424-8502
ABA児童発達支援・放課後等デイ療育 バーあーバー朝霞台	朝霞市東弁財3-17-16 ロイヤルコーポ渡辺110号室	485-8211
P a l 膝折教室	朝霞市膝折町1-10-8	424-8875
児童発達支援元気キッズP S C	朝霞市根岸台5-3-52	451-5055
コペルプラス朝霞台教室	朝霞市浜崎1-3-19 ソルティア朝霞台1階	487-9205
Friends 朝霞	朝霞市溝沼7-4-55	475-9595
P a l αあさか台	朝霞市西弁財2-5-12	485-8877
児童発達支援センター元気キッズチルズ	朝霞市大字浜崎79-1	260-6312
Pal 教室 NEO	朝霞市膝折町1-10-8 ヴィラアメニティ103号室	458-3955

8. 施設

(6)放課後等デイサービス ★

学校通学中の障害児が放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。

近隣施設	所在地	電話番号
放課後等デイサービス まいまい1	朝霞市西弁財1-6-30 IMT朝霞ビル1F	485-9911
児童デイサービス まはろ朝霞台	朝霞市東弁財1-2-3	458-5101
放課後等デイサービス さくらんぼ	朝霞市三原2-22-8	424-5720
クローバーよつばのいえ朝霞	朝霞市栄町3-5-15 クリオ朝霞式番館112号室	423-9325
放課後等デイサービス まいまい2	朝霞市本町3-1-15 アウルビル2F	458-3451
ひかりぎスタジオ朝霞	朝霞市本町2-4-25 T-BLD朝霞3階	485-1207
児童発達支援・放課後等デイサービス事業所 Pal	朝霞市本町1-38-38	424-8504
たまみずき朝霞	朝霞市本町1-8-2 カーサモア朝霞2F	423-0549
ひかりぎスクール朝霞	朝霞市本町2-6-4 前田ビル2F	486-9387
ABA児童発達支援・放課後等デイ療育 パーアパー朝霞台	朝霞市東弁財3-17-16 ロイヤルコーポ渡辺110号室	485-8211
Pal 膝折教室	朝霞市膝折町1-10-8	424-8875
放課後等デイサービス まいまい3	朝霞市泉水3-3-6 第7サンビレッジ泉水103	486-9180
ひかりぎ朝霞台	朝霞市西原2-12-6-2F	473-2070
Friends 朝霞	朝霞市溝沼7-4-55	475-9595
あすてらす朝霞	朝霞市根岸台6-8-20 甲斐ヴィレッジ	423-2784
放課後等デイサービスすくすくすてっぴ朝霞	朝霞市本町2-6-19	050-6865-7474
Pal αあさか台	朝霞市西弁財2-5-12	485-8877
ハビー朝霞台教室	朝霞市浜崎1-3-6 ル・クール3階301号	487-7612
クローバーよつばのいえ朝霞駅前	朝霞市本町2-13-6 朝陽ビル4F	423-7902
こばんはうす さくら 志木教室	朝霞市三原3-33-40 WJ・A-10ビル201	260-6215
ひかりぎスクール朝霞台	朝霞市浜崎1-3-19 ソルティア朝霞台2F	260-6391
Pal 教室NEO	朝霞市膝折町1-10-8 ヴィラアメニティ103号室	458-3955

8. 施設

(7)子育て支援センターおもちゃ図書館 なかよしぱあく

<開館時間>:10:00 ~ 16:00

<休 館 日>:土(月1回不定期で開所)、日、祝日、年末年始

<所 在 地>:朝志ヶ丘1-4-2

<電 話>:474-7316 (<http://nakayoshinet.jimdo.com/>)

『入所支援』

(1)福祉型障害児入所施設

施設に入所し、保護、日常生活の指導、自立のための知識や技能の習得を行います。

近隣施設	所在地	電話番号
久美学園	さいたま市緑区三室1431	048-873-5715
共愛学園	羽生市砂山210	048-561-2362

(2)医療型障害児入所施設

施設に入所し、保護、日常生活の指導、自立のための知識や技能の習得、治療を行います。

近隣施設	所在地	電話番号
嵐山郷	比企郡嵐山町大字古里1848-1	0493-62-6221

2. 障害のある方のための施設

★は障害福祉サービスの施設です

(1)生活介護施設 ★

在宅の心身障害のある方の社会参加の促進のため、身近な地域での通所により必要な自立訓練及び授産活動の場を提供することにより社会参加の助長を図ります。

近隣施設	所在地	電話番号
朝霞市障害者ふれあいセンター あさか福祉作業所	上内間木493-9	456-1400
はあとぴあ福祉作業所みらくる	大字浜崎51-1	486-2472
ひまわり工房	宮戸17	487-7916
なかよしかふえ	朝志ヶ丘1-2-6-108	476-6386
あさか向陽園	青葉台1-10-60	466-1411
くれいん	浜崎656-2	486-1231
すずらん	志木市下宗岡1-23-1	470-3216

8. 施設

(2)就労継続支援B型事業所 ★

一般企業への就労が困難な障害者に就労機会を提供するとともに、生産活動を通じて、その知識と能力の向上に必要な訓練などの障害福祉サービスを供与することを目的としています。

市内施設	所在地	電話番号
朝霞市障害者ふれあいセンター あさか福祉作業所	上内間木493-9	456-1400
はあとぴあ福祉作業所あすのび	大字浜崎51-1	486-2481
あさか向陽園	青葉台1-10-60	466-1411
リロード	幸町2-1-2-2F	464-7811
ひまわり工房	宮戸17	487-7916
ポコポコプカプカ	本町 1-8-7 綿谷ビル 2F	458-0690
つばさ工房	北原 1-2-18 プレジデント朝霞台Ⅱ101・401	458-3773
リハスワークあさか	仲町2-2-44 パールウィング9階A	483-4790

(3)就労移行支援事業所 ★

一般就労等への移行に向けて、知識・能力の向上、実習、適材に合った職場探し、就労後の職場定着のための支援を行います。

市内施設	所在地	電話番号
朝霞市障害者ふれあいセンター あさか福祉作業所	上内間木493-9	456-1400
ウェルビー朝霞台駅前センター	浜崎1-3-6 ル・クール3階301号	486-6577
リロード	幸町2-1-2-2F	464-7811
ココロポート Cocorport朝霞台 Office	東弁財 1-7-30 KOYO BUILDING4F	424-8439
ココロポート Cocorport北朝霞 Office	西原1-4-32 トレイク北朝霞スカイアス1階	424-7342

(4)就労定着支援事業所 ★

一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います。

市内施設	所在地	電話番号
ウェルビー朝霞台駅前センター	浜崎1-3-6 ル・クール3階301号	486-6577
ココロポート Cocorport朝霞台 Office	東弁財 1-7-30 KOYO BUILDING4F	424-8439

(5)自立生活援助 ★

一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行います。

市内施設	所在地	電話番号
キラキラ朝霞	本町1-7-17 ツインズハウスⅡ-101	423-6570

8. 施設

(6)自立訓練(生活訓練)事業所 ★

地域生活を営む上で、生活能力の継続、向上などの支援を行います。

市内施設	所在地	電話番号
リライト	仲町1-1-30-3F	468-5322
ポコポコプカプカ	本町 1-8-7 綿谷ビル 2F	458-0690
つばさ工房	北原 1-2-18 プレジデント朝霞台Ⅱ101・401	423-8802

(7)地域活動支援センター

地域の実情に応じ創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の便宜を提供し、障害のある方等の地域生活支援の促進を図ります。

市内施設	所在地	電話番号
れすと	三原 2-29-11	462-2310
ぱれっと	溝沼6-15-20	467-1539
レモンの木	仲町2-2-19 リンクスビル5F	466-0778

(8)短期入所 ★

施設に短期間入所し、夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護などを行います。

近隣施設	所在地	電話番号
あさか向陽園	青葉台1-10-60	466-1411
朝光苑障害者短期入所事業所	青葉台1-10-32	465-3255
グループホームつぐみ	溝沼7-10-7	213-0694
つつじの郷	下内間木1363-1	458-1117
クリード朝霞ショートステイ	浜崎656-1	486-1231
すわ緑風園	和光市南2-3-2	461-3028

(9)障害者支援施設 ★

施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護などを行います。

近隣施設	所在地	電話番号
あさか向陽園	青葉台1-10-60	466-1411
すわ緑風園	和光市南2-3-2	461-3028

(10)グループホーム ★

共同生活の場で入浴や排せつ、食事の介護などを受けたり、地域で共同生活を営む人に、住居における相談や生活上の援助をします。

市内施設	所在地	電話番号
エムケーホーム みんなの希望の家	宮戸4-5-35	475-3011
ふれんず	泉水2-12-2 第3ビレッジ泉水 102・103	234-5660
グループホームつぐみ	溝沼 7-10-7	213-0694
クリード朝霞ユニット1	浜崎656-1	486-1231
クリード朝霞ユニット2	浜崎656-1	486-1231
クリード朝霞ユニット3	浜崎656-1	486-1231
成る実寮	宮戸3-8-4	437-4561

8. 施設

(11)生活ホーム

住宅事情等で、自立した生活ができない心身障害のある方に、住宅の場を提供するとともに、生活面での指導・援助を行います。

市内施設	所在地	電話番号
朝霞青年寮	西弁財1-7-17	466-1381

(12)盲人ホーム

あんま・はり・きゅう等視覚障害のある方の職業生活の便宜を図るため、施設の利用により技術の指導を行っています。

施設名	所在地	電話番号	電話番号
埼玉盲人ホーム	さいたま市大宮区 大成1-465	048-652-4824	埼玉県視覚障害者福祉センター
盲人ホーム埼玉光会館	熊谷市上之2026-2	048-525-3332	(福)埼玉県ブルーバードホーム

(13)視・聴覚障害者情報提供施設

視覚障害のある方に対して、点字刊行物や録音物の閲覧貸出を行います。

施設名	所在地	電話番号	運営等
埼玉盲人ホーム	さいたま市大宮区 大成1-465	048-652-4824	埼玉県視覚障害者福祉センター
埼玉県立熊谷点字図書館	熊谷市末広3-9-1 埼玉県熊谷地方庁舎内	048-525-0777	(福)埼玉県ブルーバードホーム
埼玉聴覚障害者情報センター	さいたま市浦和区北浦和 5-6-5 浦和合同庁舎別館2階	TEL: 048-814-3351 FAX: 048-814-3352	(福)埼玉聴覚障害者福祉会

(14)障害者更生センター

障害のある方、家族、ボランティア等が気軽に宿泊、休養するための施設です。

施設名	所在地	電話番号
埼玉県伊豆潮風館	静岡県伊東市富戸字先原1317-89	0557-51-1504

1. 障害者団体

障害者(児)やその保護者の方がお互いに励まし合い、共通の問題について、共に考えることを目的とした障害者(児)の団体があります。入会手続等詳しくは各団体へ。

団体名 (主たる障害)	代表者	連絡先
NPO法人朝霞市心身障害児・者を守る会 (身体障害・知的障害)	田中 美智子	465-1994
朝霞市視力障害者友の会 (視覚障害)	坂本 小奈	467-7749
朝霞市聴覚障害者協会 (聴覚障害)	戸田 康之	471-5474 (FAX)
NPO法人朝霞市つばさ会 (精神障害)	菅田 恵子	465-4846
NPO法人なかよしねっと (知的障害)	安孫子 陽子	476-6386
NPO法人彩の会 (知的障害)	大橋 陽子	474-8985
けやきの会 (知的障害)	大久保 道子	461-3741
歩の会 (身体障害)	鈴木 洋子	464-8053
地域で共に生きる ナノ朝霞 (高次脳機能障害)	須貝 孝	080-5696-2459
脳損傷による遷延性意識障がい者と家族の会 「わかば」 (遷延性意識障害)	横山 恒	090-7245-6055 (里中 位江)
医療的ケア児の支援を考える会・朝霞 (日常的に医療を必要とする方)	中田 陽代	090-3356-5254

2. 関連機関一覧表

機関名	所在地	電話
朝霞市役所	朝霞市本町1-1-1	TEL:463-1111 FAX:467-0770
朝霞市保健センター (健康づくり課)	朝霞市本町1-7-3	TEL:465-8611 FAX:466-7522
朝霞警察署	朝霞市栄町5-9-5	465-0110
朝霞保健所	朝霞市青葉台1-10-5	TEL:461-0468 FAX:461-0133
朝霞郵便局	朝霞市本町2-1-32	464-1132
ハローワーク朝霞	朝霞市本町1-1-37	TEL:463-2233 FAX:464-3012
朝霞税務署	朝霞市本町1-1-46	467-2211
朝霞県税事務所	朝霞市三原1-3-1	463-1671
朝霞市社会福祉協議会	朝霞市大字浜崎51-1	TEL:486-2479 FAX:486-2480
朝霞市はあとぴあ 障害者就労支援センター	朝霞市大字浜崎51-1 朝霞市総合福祉センター3階	TEL:486-2575 FAX:486-2418
はあとぴあ 障害者相談支援センター	朝霞市大字浜崎51-1 朝霞市総合福祉センター3階	TEL:486-2400 FAX:486-2418
朝霞市手話通訳者等派遣事務所	朝霞市大字浜崎51-1 朝霞市総合福祉センター1階	TEL:486-2479 FAX:486-2473
埼玉県庁	さいたま市浦和区高砂3-15-1	048-824-2111
さいたま労働基準監督署	さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー14階	048-600-4802
埼玉聴覚障害者情報センター	さいたま市浦和区北浦和5-6-5 浦和合同庁舎別館2階	TEL:048-814-3351 FAX:048-814-3352
埼玉県障害者交流センター	さいたま市浦和区大原3-10-1	TEL:048-834-2222 FAX:048-834-3333
埼玉障害者職業センター	さいたま市桜区下大久保136-1	TEL:048-854-3222 FAX:048-854-3260
川越年金事務所	川越市脇田本町 8-1 U PLACE 5 階	TEL:049-242-2657 FAX:049-245-8919

9. 障害者団体・関連機関

機関名	所在地	電話
NHK川越営業センター	川越市脇田本町15-13 東上パールビル5階	049-246-3111
埼玉県自動車税事務所 所沢支店	所沢市牛沼690-1	04-2998-1321
所沢児童相談所	所沢市並木1-9-2	TEL:04-2992-4152 FAX:04-2994-1420
埼玉県総合リハビリ テーションセンター	上尾市西貝塚148-1	TEL:048-781-2222 FAX:048-781-1552
埼玉県警察運転免許センター	鴻巣市鴻巣405-4	048-543-2001
埼玉県住宅供給公社	さいたま市浦和区仲町3-12-10	048-829-2861
埼玉県立和光特別支援学校	埼玉県和光市広沢4-3	TEL:465-9770 FAX:460-1017
埼玉県立和光南特別支援学校	埼玉県和光市広沢4-5	TEL:465-9780 FAX:460-1016

＊その他・参考資料＊

個人番号の記載が必要な申請について

- ・申請書に個人番号の記載欄がある申請書には、個人番号の記入が必要となります。
- ・申請の際に個人番号の確認及び身元確認が必要となりますので、各種手続の必要書類のほか、下記の書類をお持ちくださいますようお願いいたします。
- ・本人が申請する場合と代理人が申請する場合で持ちいただく書類等が異なりますのでご注意ください。

●個人番号の記載が必要となる手続

身体障害者手帳の交付申請等／精神障害者保健福祉手帳の交付申請等／特別児童扶養手当の認定請求等／障害児福祉手当の認定請求等／特別障害者手当の認定請求等／障害福祉サービスの申請等／自立支援医療の申請等／補装具費の支給申請等

・本人が申請する場合(個人番号確認および身元確認が必要となります。)

個人番号の確認	身元確認
個人番号カード(マイナンバーカード)※個人番号確認と身元確認のどちらも確認できます。	
①通知カード ②個人番号が記載された住民票の写し／住民票記載事項証明書	①次のうち1点(顔写真付きの証明書) 運転免許証／運転経歴証明書／パスポート／各種障害者手帳／在留カード／特別永住者証明書 など ②次のうち2点(顔写真のない証明書) 被保険者証(公的医療保険)／児童扶養手当証書／特別児童扶養手当証書／自立支援医療受給者証／重度心身障害者／医療費受給者証／生活保護受給者証／障害福祉サービス受給者証 など

・代理人が申請する場合(個人番号確認および身元確認の他、代理権の確認が必要となります。)

代理権の確認	代理人の身元確認	本人のマイナンバー確認
①法定代理人 戸籍謄本その他その資格を証明する書類 ②任意代理人 ・委任状 ・本人の身分証明書等 運転免許証／運転経歴証明書／パスポート／各種障害者手帳／在留カード／特別永住者証明書 など	※①②ともに代理人のものに限ります。 ①次のうち1点(顔写真付きの証明書) 個人番号カード(マイナンバーカード)／運転免許証／運転経歴証明書／パスポート／各種障害者手帳／在留カード／特別永住者証明書 など ②次のうち2点(顔写真のない証明書) 被保険者証(公的医療保険)／児童扶養手当証書／特別児童扶養手当証書／自立支援医療受給者証／重度心身障害者医療費受給者証／生活保護受給者証／障害福祉サービス受給者証 など	①本人の個人番号カード(マイナンバーカード)の原本もしくはその写し ②本人の通知カードの原本もしくはその写し ③本人の個人番号が記載された住民票の写し／住民票記載事項証明書又はその写し

・郵送で申請する場合

各種手続の申請書等の必要書類のほか、個人番号及び身元確認が可能な書類のコピーを同封してください。

身体障害者障害程度等級表(参考資料:身体障害者福祉法施行規則別表第5号)

★視覚障害／聴覚又は平衡機能の障害／音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害

等級	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害
		聴覚障害	平衡機能障害	
1級	・両眼の視力の和が 0.01 以下のもの			
2級	・両眼の視力の和が 0.02 以上 0.04 以下のもの ・両眼の視野がそれぞれ 10 度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が 95%以上のもの	・両耳の聴力レベルがそれぞれ 100dB 以上のもの		
3級	・両眼の視力の和が 0.05 以上 0.08 以下のもの ・両眼の視野がそれぞれ 10 度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が 90%以上のもの	・両耳の聴力レベルが 90dB 以上のもの	・平衡機能の極めて著しい障害	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失
4級	・両眼の視力の和が 0.09 以上 0.12 以下のもの ・両眼の視野がそれぞれ 10 度以内のもの	・両耳の聴力レベルがそれぞれ 80dB 以上のもの ・両耳による普通話声の最良の語音名瞭度が 50%以下のもの		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害
5級	・両眼の視力の和が 0.13 以上 0.2 以下のもの ・両眼の視野の2分の1以上が欠けているもの		・平衡機能の著しい障害	
6級	・一眼の視力が 0.02 以下、他眼の視力が 0.6 以下のもので、両眼の視力の和が 0.2 超えるもの	・両耳の聴力レベルが 70dB 以上のもの ・一側耳の聴力レベルが 90dB 以上、他側耳の聴力レベルが 50dB 以上のもの		

★内部障害

級別	心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害
1級	自己の身の日常生活活動が極度に制限					日常生活活動がほとんど不可能なもの	
2級						日常生活活動が極度に制限されるもの	
3級	家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの					日常生活活動が著しく制限されるもの (社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く)	
4級	社会での日常生活活動が著しく制限されるもの					社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	

★肢体不自由

等級	上肢	下肢	体幹	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	
				上肢機能	移動機能
1級	・両上肢の機能を全廃したもの ・両上肢を手関節以上で欠くもの	・両下肢の機能を全廃したもの ・両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	・体幹の機能障害により坐っていることができないもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの
2級	・両上肢の機能の著しい障害 ・両上肢のすべての指を欠くもの ・一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの ・一上肢の機能を全廃したもの	・両下肢の機能の著しい障害 ・両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの	・体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つこと又は立ち上がることが困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの
3級	・両上肢の親指及び人差し指を欠く、又は機能を全廃したもの ・一上肢の機能の著しい障害 ・一上肢のすべての指を欠く、又は機能を全廃したもの	・両下肢をシヨパ一関節以上で欠くもの ・一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの ・一下肢の機能を全廃したもの	・体幹の機能障害により歩行が困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの

4級	・両上肢の親指を欠く、又は機能を全廃したもの ・一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの ・一上肢の親指及び人差し指を欠く、又は機能を全廃したもの ・親指又は人差し指を含めて一上肢の三指の機能を欠く、又は機能を全廃したもの ・親指又は人差し指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害	・両下肢のすべての指を欠く、または機能を全て全廃したもの ・一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの ・一下肢の機能の著しい障害 ・一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの ・一下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの		不随意運動・失調等により上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
5級	・両上肢の親指の機能の著しい障害 ・一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 ・一上肢の親指を欠く、又は機能を全廃したもの ・親指又は人差し指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害	・一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 ・一下肢の足関節の機能を全廃したもの ・一下肢が健側に比して5センチメートル以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの	・体幹の機能が著しい障害	不随意運動・失調等により上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により日常生活活動に支障のあるもの

6級	・一上肢の親指の機能の著しい障害 ・人差し指を含めて一上肢の二指を欠く、または機能を全廃したもの	・一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの ・一下肢の足関節の機能の著しい障害		不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの
7級	・一上肢の機能の軽度の障害 ・一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 ・一上肢の手指の機能の軽度の障害 ・人差し指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 ・一上肢の中指、薬指及び小指を欠く、または機能を全廃したもの	・両下肢のすべての指の機能の著しい障害 ・一下肢の機能の軽度の障害 ・一下肢の股関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 ・一下肢のすべての指を欠くもの ・一下肢のすべての指の機能を全廃したもの ・一下肢が健側に比して3センチメートル以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの		上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの

備考

1. 同一の等級について二つの重複する障害がある場合、一級うえの級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定させられているものは、該当級とする。
2. 肢体不自由においては、7級に該当する障害が2つ以上重複する場合は、6級とする。
3. 異なる等級について二つ以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上位の等級とすることができる。
4. 「指を欠くもの」とは、親指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものという。
5. 「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、親指については、対抗運動障害をも含むものとする。
6. 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長(上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの)をもって計測したものをいう。
7. 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。

出生から成人までのライフステージ

年齢	未就学児～幼稚園・保育園					小学校							中学校			高校		成人																
	出生	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳	20歳													
教育・就労							普通学校																											
					幼稚園		小学校					中学校			高校																			
							特別支援学級					特別支援学級							進学															
					特別支援学校（視力・聴覚）																													
					幼稚部		小学部					中学部			高等部																			
							特別支援学校													就労														
							小学部					中学部			高等部																			
	障害児の保育																				通所系サービス													
							就学相談																											
療育・福祉・相談支援		児童発達支援					放課後等デイサービス																											
	居宅介護（ホームヘルプ）																																	
																	重度訪問介護																	
	行動援護																																	
		短期入所（ショートステイ）																																
		障害児通所支援・障害児計画相談支援																																
		計画相談支援																																
自立支援医療・福祉手当・医療費助成	医療の給付																																	
																					更生医療													
	育成医療																									重度医療助成								
	精神通院医療																																	
	難病患者見舞金																																	
	小児慢性特定疾病医療																																	
																					指定難病医療													
																					特別障害者手当													
																					障害年金													
																					障害者手帳													
																					身体障害者手帳													
																					療育手帳													
																					精神障害者保健福祉手帳													
		補装具・日常生活用具																																
		補装具費の支給																																
		日常生活用具の給付																																

難病等をお持ちの方

対象となる方は、障害者手帳をお持ちでなくても、支援が受けられます。対象疾病に罹患していることがわかる証明書(診断書など)を持参してご相談ください。障害者総合支援法の対象となる疾病の一覧は厚生労働省ホームページ(下記)をご覧ください。



障害者総合支援法の対象疾病(難病等)一覧

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/hani/index.html



編集 朝霞市福祉部障害福祉課（令和5年1月）

朝霞市ホームページ(障害福祉課)



<https://www.city.asaka.lg.jp/soshiki/50/>



朝霞市障害福祉課 Twitter
@syogai_asaka

